

第7日目(9月7日)

議長(駒形正博君) おはようございます。延会会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は39名であります。本日の会議を開きます。なお、関佐市君通院のため欠席、木村代志夫君入院のため欠席、阿部昭司君通院のため欠席、関進君通院のため欠席、岡村虎一君葬儀のため欠席、岡村松二郎君家事都合のため午後1時から2時30分まで中退、林総合市民課長通院のため午前中欠席、以上の申し出がありますのでこれを許します。

(午前9時28分)

議長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。

質問順位11番、議席番号21番・若井達男君の質問を許します。

若井達男君 おはようございます。通告にしたがいまして一般質問をさせていただきます。何はともあれ台風14号は大きな被害をもたらしている。やがて新潟県に一番近づくのが今日の午後3時から夜半、夕方ということになっております。そういった中でこの南魚沼市の中心市街地になっております六日町の水害対策を問うというのも何かの因縁ではないかというふうに感じておりまして、大変気が入るところでございます。ひとつ市長の答弁もよろしく願いたいと思います。

1 六日町中心市街地の水害対策を問う

中心市街地の水害対策を問うということで通告しておきましたが、私はこの中心市街地の問題につきましては、水害に強いまちづくりということでちょうど今から4年前の9月議会でやはり十二沢川改修、十二沢川の改修が一番だということで一般質問で取り上げております。ちょうどこのときも13年の8月4日やはり中、下越地方を中心とした局地的な豪雨によりまして、六日町中心市街地も大きな被害が発生しております。床下浸水129棟、床上1棟というようなことでこの今月の13日に発生しました水害以上の被害をもたらしております。

そうした中でこの十二沢川の抜本改修の経過はどういうふうになっておるのだということと併せて、今後の経過を問うということで質問をしております。そのときの町長答弁は、十二沢川改修は平成11年より調査測量を行い、改修計画を策定したと。そして12年より地域説明会に入り、大筋で合意をいただき13年に十二沢川改修事業推進協議会がこの年の5月に設立したということを受けまして、県に強く要望をするというのが当時の小宮山町長の答弁でございました。

そしてその後、平成15年度この十二沢川改修は新規事業採択とされまして、特にこの河積が狭くて流下能力が低い廣井橋の下流から六陽橋上流までの180メートル間を15年、16年、17年の3ヶ年計画で改修をして想定氾濫区域内の約13パーセントを解消することができるということで今むかっているところでございます。そしてこの事業全体は延長1,700メートル、高速道路の下から魚野川の出口までというかたちになっているわけですが、

総事業費が49億7,000万円、約50億円という事業になっております。そしてこれが事業着手しましてほしい1年間に予算化されているのが2億円から2億5,000万円、まあ今年2億6,000万円ほどついているわけですが、このペースでいったとしたならば、2億円ペースでいきますと25年かかります。この倍のペース4億円ペースでいったとしても12年から13年かかります。

そうした中やはり先ほど申し上げましたように今月の13日には床下浸水66戸、そしてまた6月の28日にも似たような水害に遭っておりますし、あわせて今月に入りまして3日の日です。3日の日ももう少しというようなところで、これも13日に匹敵するような水上がり心配されたわけですが、午後6時過ぎからの降雨もやがて短時間のうちにあがったものですからその域は逃れたということでございます。そうしたことは毎日この地域住民、この十二沢川周辺の住民は1回1回雨が降るたびに、そのもう恐怖感に浸っていると。また水害かまた床下浸水か、場合によっては降り方によっては強い雨をしのいで激しい雨、極めて激しい雨ということになると床上浸水になってくるわけです。そういう不安に駆られて毎日の生活を送っております。

今ほど冒頭で申し上げましたように、今回の台風この14号が今のところは大雨警報そういったものがついておりませんが、これが通り去った後の降雨、そういったものには今からも心配しているところでございます。やはりこういったところの一番の解決は、とにかく一日も早い十二沢の改修に尽きるということでございますが、市長のお考えをまずその点からお伺いいたします。

そしてこの4億円ペースでいったとしても12年から13年かかるわけですが、やはりそのまますっと放っておいていいのかというわけにはまいりません。本議会の初日、これは1,500万円ということで流雪溝の整備計画ということで補正が組まれて、これは承認されております。これは皆さんご存知のようにこの流雪溝は、市民会館近辺の都市下水路、寺裏側この辺一体がやはり越水するというようなことで、これをショートカット方式をもって効果が、担当課長の説明ですとはたしてどこまで出るかということとはちょっと疑問な点はあるが、しかしそういったことで取り組んでいくという答弁をいただいております。そういったことで私はまだ相当長い年月を経て改修が完了をする、そういった間に、とにかくほかにもこの慢性的なその地域、常に水害にあっている地域にこれと同じような方法、もしくはそれに代わる方法としてやはり応急対応、対策が必要じゃないかというふうに考えております。

今の都市下水、都市水害は、東京都は日常使っております下水路を集中豪雨のときには下水路のマンホールの蓋を開けて太平洋に注がせると。その下水路はわずかなものではなく、直径5メートルから6メートルの、都市水害を想定して作られております。そして今回東京都内も水害にあっておりますが、やはりそういったところにはその対応でそのバルブを開けたと。そして早急に市街地の水を太平洋に注がせているということも考えておりますので、そういった方法はやはりこれは考えつくせば、ないのでなくてあると思う。例えば貯水池の確保。これは高速道路の建設に伴いまして小栗山の長表になりますでしょうか、そこにやは

り調整池を持っております。これはボルトアップで一定の水量が増えますと上がってそこに入り込むと。下がったときに蓋が開いて下がると。これは高速道路の建設に伴うものでありますが、やはり遊休地、官省地等があったならばやはりそれが可能であるというふうに考えております。

あわせてこの水害のもと、ひとつは都市化、住宅化、そこに入ってくるまた商工業者による大きな農地転用の面積、これが一気に水量を増して水害のもととなっていることはこれは否めません。そういったことでここに出てくる一定の面積以上の農地転用を必要とする、そういった商工業者に対してのこの貯水の排水の義務付け、これはすべてを溜めなさい、すべてを保水しなさいということではありませんが、時間30ミリ降るところを10ミリの保水タンクを準備しないと。それがいざというときの水害に関わらず防火水槽にもなるということも、やはりこれらは都市の災害対策としては取り組んでおる状況なんです。

そういうことを考えると当然のことながら十二沢川の改修は一日も早い改修を進めると。その中に応急対応策は常に考えていくと。それが流域住民の不安を解消すると。あわせて水害被害をなくするということになろうかと思いますが、これらを含みまして市長の見解をお伺いいたします。

2 南魚沼市の観光行政を問う

続きまして2番ということで、南魚沼市の観光行政を問うということで2点ほど挙げておきました。今春、新潟県は県の観光産業の経済波及効果がいかなるものであるかということに基づきまして、その推計をということで波及効果の推計結果をまとめて発表されております。これらはやはり南魚沼市とて、この観光行政を考えていくうえにやはり一番の基本として考えていかなければならない問題であるというふうに私は考えております。15年度は比較的観光客の入り込みも多かったわけですが、昨年度、16年度につきましては中越震災による風評被害、また前年度ありました「こころ」放映の今度は反動というようなことで、やはりかなりの観光客の入り込みは減っております。あわせて今冬の豪雪ということで、この観光客の減少はやはりこの当、南魚沼市にとっても税収面からあわせて経済の波及には大きな減少というふうに考えられるわけです。

市長も常日頃は南魚沼市の基幹産業は農業だというふうに言っておられますが私はそれを否定するのではございません。確かに農業、一番日本一うまいコシヒカリというものの上に立っての基幹産業であるというふうに考えますが、南魚沼市の米のコシヒカリの生産高は38億円でございます。園芸関係、きのこ等を含めた中でも13億円、畜産関係4億円、まあまあ農業関係もろもろ集めても60億円というような金額になっております。そうした中、工業生産、ほかの工業生産、商業の販売額、また今ほど私が申しておりますエコマネー、この南魚沼市の中のエコマネーでなく、やはり外から持ってくるお金、これが観光行政であるわけですし、やはりこのお金が一番魅力となって市を潤すものだというふうに考えております。そういった点で市は観光行政まず、基本はどこに置いておるかという点とあわせて、塩沢町がこの10月1日に合併してきます。そうした塩沢町の合併後の観光行政の経済効果が

どういったかたちで現れてくるのかと、その点についてまず1点をお伺いいたします。

観光行政を問うという中のもう1点でございますが、八海山登山マラソンを全国規模の観光スポーツイベントにということで通告しております。こういうお話をしますと浦佐山岳マラソンがあるじゃないかということがすぐ出てくるとは思いますけれども、まあそれはさておきまして、この八海山登山マラソンを全国規模にということで市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

この八海山登山マラソンは初めて耳にする方がおられるかと思いますが、実際のところこれは歴史的には全く浅い、昨年度スタートしたイベントでございます。八海山の山麓駅をスタートしましてこれは山頂駅を通過し、六合目までの女人堂を折り返し地点として山頂駅をゴールとするということで、このイベント計画は時期的にちょっとスタートが遅れたわけですが、60数名のエントリーがありまして、実際52名か53名だったかと思えます。私も当日は行ってあったわけですが、全員の皆さんが完走されたということでスタートしております。

しかしながら果たしてその1回目だということでその試みについてはなかなかつかみどころがなかったというようなことですが、女人堂までのコースとなりますとやはり登山道でございます。一人が登る下りるがやっとなんかというところ、そういったところをコースとしております。そんなことで問題等を抱えてきた中で今年9月の24日に第2回の八海登山マラソンということで計画されております。

この登山マラソンの概要は市長のほうでも掌握はされていると思いますが、当然のことながら後援の中には、南魚沼市名誉会長として南魚沼市長というかたちになっております。そしてコースは先ほど申し上げましたように八海山登山マラソンということで、昨年は山岳がついたような気がしたんですが、山岳マラソンということでなくて登山マラソンというようなことで八海山のロープウェイの山麓駅をスタートしまして、これは一度下に下がってきます。八海山パークホテルの入り口を通過し、広堀地区のほうに入ります。そして広堀地区から山口地域の一番の上方にあります丸山橋、そこを通過して今度はそこからそこが標高の一番低いところになりますがそこから八海山、これはもう県の指定の杉並木ですがその参道を通り八海神社を参拝しながら抜けると。そしていっきにそこから八海山のゲレンデ内になりますが、ゲレンデ内を通過して八海山山頂駅をゴールとするという、そのようなコースになっております。これはスタート地点の標高367。先ほど申し上げましたが丸山橋、一番低いところで245。それでゴールが先ほど言いました1,147というようなことで標高差が約900メートルというふうになっています。

そういったこの登山マラソンを、市の観光イベントとしていくということで私が取り上げました。これをどうして全国規模のということでお話させていただきますと、やはりこれはブランドの問題なんです。八海山というブランドがあってこそ全国規模にできるということなんです。昨年ちょっと話が横道になりますが、ちょうど9月の今頃だったと思います。3、4、5日の頃、当時市長も町長というようなことだったわけですが、私たちがクラブ研修と

ということで福岡県から熊本県それから大分県というところを視察研修してきたわけです。そのやはり過程に私どもがやはり行く先で、当然のことながら現地の人たちからどちらからまいましたということで質問を受けるわけです。素直にお話をしないわけではないのですが、雪の深いところからですよ。トンネルを抜けると雪国であったというそういうところからですよ。なかなかどこだということと言わないんです。言ってもやっぱりわからないんですよ、六日町ですよ。六日町はどこですかと。日本で一番大きな島のある県ですよ。それでもわからない人がいるんです。日本で一番おいしい魚沼コシヒカリということですよ、それでもわからない。なかなか九州に行きますと魚沼コシヒカリが美味しいといっても通用しないんですよ。しかしながら、清酒八海山ですよ、1,778メートルの霊峰をようしておる八海山という山のところですよ、その一言で熊本の皆さんは、ああそうですかって八海山ですか。これは市長もそのときの話のいきさつはご存知だとは思いますが。そういったことでこのほかの名前、材料を出してもなかなか地名的には浮かんでこないのが、八海山一言でやはり一気に理解していただけるというかたちになっております。

同じようなことでマラソンが霧島 これは霧島も鹿児島県に入っておりますし、また宮崎県にも入っておりますが、やはりこの地域ブランドこの地域の活性化ということで霧島登山マラソンというものを今から4年前に立ち上げてまして、今年の11月6日が第4回目になります。やはりこれも一つは霧島というブランドのもとに、高千穂の峰山頂まで1,570ぐらいあったとは思いますが、そこまでのこれは片道コースで、やはり地域おこしということでマラソンを始めております。

まあマラソンの話はこういった登山マラソン、山岳マラソンは全国でたぶん200以上あるわけですが、浦佐の耐久山岳マラソンをはじめとしまして一番歴史的に古いのは、たぶん富士登山、これマラソンとは言わないですね、富士登山競争、今年で第58回を数えております。たぶん7月22日に終わっているわけですが、延長21キロを時間的には女子マラソンで42.195キロを走ると同じ時間タイムで2時間35～36分でこれを一番早い人が走っております。

そしてまた一番私どもの身近では北魚沼市のこれは、市の誕生記念としてこれは山岳ではありませんがマラソンに取り組んでおりますし、月があけて10月9日にはコシヒカリマラソンということで、これは妙高市がやはり市の誕生記念として取り組んでおるところでございます。そういったところでやはり人を多く呼べる、やはり全国規模、浦佐山岳マラソンがあるからいいじゃないかということでなく、全国から呼べるそういったスポーツ観光イベントが、この南魚沼市の塩沢町が入ってくる中でどうしても必要であるというふうに私は考えております。

以上でございますが市長のお考えをお伺いいたしましてまた必要であれば再質問もさせていただきます。終わります。

市長 おはようございます。若井議員の質問にお答えいたします。

1 六日町中心市街地の水害対策を伺う

この十二沢川の早期改修工事の完了をということであります。それぞれ現状そして計画すべて若井さんから述べていただきましたので、私のほうもそれらをちょっとこう述べようかと思ってここへ置いてあるんですけども全部同じことですので省きます。省きまして、まあ当然でありますけれどもこの改修工事を早期に完成をさせるということが、十二沢川周辺をもとより、今いろいろおっしゃっていただいた寺裏下水路周辺も含めたこの市街地の常習水害地帯の解消にはもうこれしかないということでもありますので、一日も早く完了していただけるように県に働きかけをしていくというこれに尽きるわけであります。確かに4億円についても10年、15年という年数。これは非常に遠い年数でありますけれども、なるべく予算規模も大きくつけていただくように懸命な努力をさしていただくということで、この1番目の質問は終わらせていただきたいと思っております。

2番に入りましてこの応急対策であります。今ほど触れていただきました寺裏下水周辺につきましては、あの蛇行部分をショートカットすれば少しでもあの辺の水害には効果があるんじゃないかという思いであります。そしてこの寺裏下水のほうについて申し上げますとこれは地域振興局が今あります。あそこが非常に面積が広くてその部分から流出する雨量が非常に多いということもありまして、地域振興局のほうでは、舗装は全面的に透水舗装ですね。それから緑化ブロック、植栽、これらによって敷地外へ雨水を排出する際に、その量を相当少なめに、減少をするようにというふうに施工をしております。この効果はまだはっきりわかりません。はっきりわかりませんが、ほぼ工事も完了に近づいておりますのでこれから特に、透水舗装がどの程度の効果が出るのか、この辺ははっきり出てくるものだと思います。

それから市民会館の舗装されていない部分があります。ここが市民会館の雨量の調整池的になっているわけですが、これをもう少し継続させていただきたいと。実は今年やろうとしていた工事の1つに、市民会館の駐車場と民地との境あたりに水路をふせて、17号線沿いの方に持って行って17号線の道路側溝に水を落とすかということで、測量等も実施をしたわけですが、光ケーブル、これがちょうどその路線の中にぽっと入りまして、高さ的にもちょうど当たるといふようなところで、これの移設なんてことになりまして何千万円もかかると、そういうことで断念をいたしました。

その後、その反対側にあそこの越水部分を持って行って流雪溝に 上町側の流雪溝にです。流そうかという話もしましたが、これは上町側のほうの皆さん方の理解を得られなかったと。そして最終的に今申し上げましたようにあそこの蛇行部分をショートカットして、少しでも流量調整に役立てたい。ただこれも下流の十二沢川がある程度流下しなければなかなか効果は全面的に出るということにはなりませんけれども。今までの調査ですとあそこの近藤三男三郎さんですか、あそこのあの蛇行部分のところでもう越水状態になっていて、もう今成そば屋さんの後ろ側のほうですね、直線部分になっているあの辺もまだ相当水路に余裕があるとそういう調査も出ておりますので、その余裕部分に今の市民会館沿いの水をなんとかそれで流せるんじゃないかと。そういう構想もありましてそんなことをさしてい

ただいております。予算で皆さんからお認めいただきましたので、雪降り前に工事を完了させたいという思いであります。

また十二沢川につきましては、この県の地域整備局に河床掘削をちょっとやってくれと。工事にまだ入らない部分がまだずっとあるわけです。少しでも河川断面を広く取ればその分だけ水量が流れるということでもありますので、応急的ではありますがＪＲから駅裏線まで今年はその河床掘削を実施していただくということになっております。

なおまた大規模開発、おっしゃっていただいたようにこれは本当にもうこの大規模開発といますか宅地化が進んで雨水が一挙に流れ出ることが一番の原因でありますので。特にこの大規模開発につきましては、宅地敷地内排水の調整池の設置、これをもうこれからはきちんとお願いをしていこうということで調整をしておりますのでよろしくお願いをいたします。これらはいずれもすべてこう応急的な処置でありますので、冒頭申し上げましたように十二沢川の改修、これを第１次的に考えなければならぬわけでありまして、極力１年でも１日でも早く完成してもらおうように努力をしていきたいと。１７号線を越えてしまえば相当効果が出るんだろうと。今の部分でも相当効果が出ておりますけれども、あの１７号を越えてだいぶ法線が変わりますけれどもあそここの部分が完了すれば、上流部は相当効果が出るというふうに感じております。まあまあ終わるまで全部ということではありませんけれども、もう数年はその応急的な処置で我慢をしていただくということになるかと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

２ 南魚沼市の観光行政を問う

次にこの観光行政でありますけれども、経済波及効果。これについては県の観光振興課が作成しております県内観光地の経済波及効果に関する調査に準拠して、平成１５年度この南魚沼市の 大和と六日町を合算したものです 観光経済効果を初めて推計をしてみました。県の調査はそれぞれの観光地点ごと、季節ごと、あるいは観光消費額のアンケート調査等を実施して、きちんとこう把握をしてそれぞれ県内外に延べの日帰り、延べの宿泊。これらを実数に換算してきちんとした数字を使ってこう算出しているわけではありますが、私たちの市ではそれらをこう独自に調査をしておりませんので、複雑なこの単価推計等があつてなかなかこれを市が把握できるものでもありませんので、県の調査から出た単価に乗じて推計をさせていただきました。推計をさせていただいた結果、平成１５年度の観光消費経済効果額の概算は、直接効果額が約１０５億円であります。これは観光客等がホテル等に宿泊をした、いわゆる直接落としたお金であります。それから波及効果額が約１３９億円。これは土産物の製造、生産の波及あるいは所得、税収効果、これらを含めてであります。合わせて２４４億円と。１５年度ですね。

平成１６年度については、まだこの推計しておりませんが、今思われることは先ほど議員おっしゃっていただきました中越大震災の風評被害、これらの影響もあつて約２０パーセント、金額にして５０億円程度は落ち込むだろうというふうに これは現在の南魚沼市であります 推計をしております。

塩沢町との合併でじゃあどうなるんだということではありますが、これは今触れました県が実施しているこの15年度の観光地店、店別ですね、入込客及び人数調査。これによりますと南魚沼市は県内外のお客合わせて165万8,270人という数字がでております。そのうち宿泊者数が26万1,583人。塩沢町が県内外合わせまして226万2,760人。細かい数字で申し訳ありませんが、宿泊は42万5,770人でありまして、この入込数で60万4,000人、宿泊者数で16万4,000人、合わせて約77万人が多くなるということです。これが南魚沼市にまた編入されますと。これが当然ですけれどもほとんどがスキー客でありまして、このスキー客のウエートが大きいということでもあります。

これをそれではじゃあ額にしてどうなるんだということでもありますけれども、塩沢町での観光消費経済効果総額は、約340億円前後であろうと思われておりまして、これは非常に大きな経済効果が出ていると。これが合算されるわけですので新南魚沼市のこの観光業における経済効果といいますか経済の波及額。これは大変大きなもので、市内の経済には大変大きな波及、効果を及ぼすということでもあります。まだ16年度をやっておりませんので、いずれにいたしましても早急に塩沢町を含んだ16年度の観光消費経済効果額の推計作業を、担当課で行うということになっております。またその結果が出ましたら皆さん方にご報告は申し上げたい。

大きな経済効果額でありますので。私は議員ご指摘のように南魚沼市の基幹産業は農業であります。これはおっしゃっていただいたように60億円前後と、いろいろあわせてもですね。この農業の上に立脚して観光があり、あるいは一緒に結ばれて観光がありと。商工業も工業関係も同じだと思っております。ほとんどの方が農業に携わる部分というのが多いわけでありまして。やはりそこを基盤にしてやってらっしゃるということでもありますし、市の職員についても相当数が農業もやっている。こういうことでもありますので基幹という部分についてはやはり農業と。これを基礎にしてこの南魚沼市のまた産業をきちっとまた繁栄をさせていかなきゃならんという思いであります。

そんなところでありまして、この観光に対する市の姿勢、これは相当力を入れてやっていかなければならない。どういう部分にじゃあ力を入れるんだということになりますと、今、冬季の観光客数が以前に比べると非常に大きく落ち込んでいるわけでありまして、塩沢町さんも当然そうであります。これをどうまた克服できるのかという部分と、あとはやっぱり夏場観光といいますか、それにどういう部分を。今、六日町では温泉旅館組合で田舎体験を夏場に実施しておりますけれども。これがもう12年に始まりましたかね、その当時は1,900人前後であったのが今年度は5,000人を超えたということで、大きなやはり目玉商品に育ってきているということでもあります。そういう部分をまた手探りですけれども探求しながら、追及しながら新しいこの南魚沼市の観光はどうあるべきかということも含めて、十分な検討を加えたいと。またいろいろ議会の皆さん方からもご指摘、それからご協力をお願いしたいと思っておりますのでよろしく願いをいたします。

八海山登山マラソンを全国規模の観光スポーツイベントにということでもあります。実のと

ころ去年やったということは、私は全然知りませんでした。教えてくれなかったですね。呼んでくれなかったものですから。で今年、急に名誉会長になれなんていう話ですよ。なんでこんなことをやっているんだという話から、ああそうかと。全然知らなかったので申し訳なかったんですけども、まあ教えてもらわなければわからんというのは当たり前でしたので。こういうことをやっているんだということは今、今と申しますか今年初めて承知したところであります。

これは2回目の9月24日ということでありまして、いろいろなイベントがめじろ押しでありまして、この10月の合併以降この3町の同じようなイベントを含めて各種イベントと首都圏方面へのイベントの参加要請が、9月から11月の土日に集中していただいた3、4会場がダブるという。非常に混雑をしております、関係課の職員は当然全部動員であります。この初日の補正をお願いをいたしました中越大震災復興基金事業での復興PR員ですね観光イベント、このPR員これも動員してやっているわけではありますけれども、集中時にはその調整が非常に大変な状況にあると。今おっしゃっていただいたように、この合併を機にしてまた新しいイベントも立ち上がる。

先ほどどこかで縦断マラソンとかという話が出ました。私どもは今度は縦断駅伝を予定しております、これは11月だと思っておりますけれども塩沢町を出発して、大和地域でゴールというこの縦断駅伝。これは大変反響がありまして、あれはフジテレビだったか何テレビだったかが芸能人チームを編成をして、これに参画をさせていただきたいという、今要請がきております。上手くいけば瀬古さんが監督で来るとかということですが、これはまあ非常に忙しくて調整が難しいようではありますけれども、高橋尚子さんがどうかですね、中山竹通さんがどうかという話もありますし、駅伝の選手もよく名前は覚えておりませんが、若い人がキャッキヤ言うようなその皆さんもいるようにこう記憶しておりますが。

そういうこともありまして、なかなかその新しいイベントの立ち上げ、これは歓迎すべきことではあります、これはやっぱり整理統合していかなきゃならんという思いであります。その基準といたしましては、やっぱり地域が主体となって実施をするコミュニケーションイベント、コミュニティイベント。そして首都圏等からの誘客につながるイベント。こういうふうに分けさせていただいて、前者につきましてはできる限り地域の皆さんの手で実施をしていただこうと、後者については当然市の関与をもっと強めて地域経済の活性化に結びつくような方法を考えていきたいということでもあります。

この大会が今は・・・なんと申しますか、もう少しこう誘客と申しますかねそういう部分につながっていただければ大変ありがたいと思っておりますので、実施状況を今年もう1回よく見させていただこうと。どのくらいの人数がエントリーされているのかわかりませんが、その辺も含めてこう。今おっしゃったようにその八海山というのは非常に大きなブランド名でありまして、これが上手く当たれば、大変な大会にもなるのだろうというような気はいたしておりますが、もう少し状況を見させていただきたい。まだ市としてのこの全国規模の観光スポーツイベントにできるかどうかというのは、もう少し状況を見させていただかないと

判断ができないというところでありますので、よろしくお願ひ申し上げます。以上であります。

若井達男君 1 六日町中心市街地の水害対策を伺う

前段の十二沢川改修についてですが、やはりこの市長答弁がございましてもっともだと。私ももっともだと考えたのは、やはりこの十二沢川に集まる水というのが、この駅周辺の約市街地の8割を集水地域としてやっておるということの中に、やはり駅、当時は駅裏といったと思うんですが、今の駅西地域が区画整備事業でやれてそこが住宅化されたと。

この今の慢性的の水上がり地域、浸水地域は、だいたい4つに分かれると思うんです。そうすることで十二沢川が関越道から下がってきたときには本流を主体とした中の栄町、緑町。この辺がやはりこの駅西の区画整備事業に伴う、そういった都市計画は進んだんですけど都市下水路をまあ言うなればあわせて考えてこなかったと。都市計画道路は作ったけれど道路側溝でしかなかったということで、基本的な都市計画下水路の整備はされてなかった。

その点がやはり同じことで今度は今、原信それからコメリ、ひらせいというところは、これはたぶん面積がそこだけで5町歩くらいのものが農地転用されておって、これらのすべてがつい最近までは農地であったと。10アールあたり30ミリの雨が降っても1時間に30トンは保水すると。そういったところすべてが、建物から広い、広い駐車場になってしまったと。そしてあわせてその1、2、3番目を考えるときにはやはりこれは、17号線とJRの間の大和町、伊勢町の中の十二沢川流域ということで、これはやはり市長答弁にありましたように、この役所前の17号線のところが解決つければ、かなり一気に下流の方向へ進むというふうを考えられます。

あわせて答弁いただいた地域整備局からのそういったところの公共施設の建設に伴う水のはけ口がなくなった。旧態依然の下水路の利用だということになっているわけですが、その中で一つ私が気になるのが、十二沢川がJRのあそこをくぐってきているわけですが、それについての補強工事ということが出て、その中に鉄橋げたですか、そういったものがその十二沢川の溢水のその緑町、栄町それから字名でいうとその今のひらせい、原信のあるノギワ、杉の島と。今現在は県がこういう十二沢川改修という事業計画を作っておりますが、この想定域を超しているんですね、JR線の南側になりますと。想定域はこれ13年度の水害区域なんかも出ておりますが、それにプラス想定氾濫区域というのもされておるんですが。当時はたぶんこれ作ったときはそれだったと思いますけれども今は溢水した水は、はるかに保健所の近くまで溢水するんですね。

そういったことでそれらが今申し上げたそのJRの補強工事、そういったところの桁が影響ないかと。あわせて下層板が確かに上がってきておるものですから下層板上げをするということですが、そういったところの調査はされておるのかどうか。それとやはりその調整池、貯水池そういったものはこれから力を、一時的であってもそれに力を入れることによって応急対応になるというふうを考えておりますが。そのJRのその辺の問題が把握されているかどうか。私が個人的なその考え方、見方であればそれに越したことはないわけですが、そ

の点をひとつお願いをします。

2 南魚沼市の観光行政を問う

それから八海山登山マラソンです。これはどこのマラソンを一つ見ても、やはり市長がおっしゃるように実際の立ち上げはその地元の団体、これも一番のもとは846イベントという846ですか、846イベントというものが主体となって、主催は八海山城内観光協会が立ってやるということです。そういったことでそれについては、さほどのそのイベントが多すぎるからということで心配をする必要はないと思うんです。

それでこの山岳マラソン、登山マラソンというものは高低差がやはり比較されるんです。一応の高低差は800メートル以上の高低差を持っていないと登山マラソン、山岳マラソンの人たちは一流としないと、一級だとしないとということがあるものですから、浦佐山岳マラソンを否定するものじゃありませんが、そういったものが例えば雑誌ランナーズとかそういったものに全国の山岳マラソン、登山マラソンが掲載されてそこに参加する人たち、選手はそれを自分で自らが選んでどのイベントに参加しようかと。「ああ、八海山が出たんだ。これは行ってみよう」と。副賞が八海山の365合だ、3斗6升5合なんてつければ本当に来ますよ。そして市長が、野球が好きだ、ゴルフが好きだという登山家なものですから、泉田知事じゃありませんが2.2キロくらいの水泳を完走するくらいの力がありますので、やはり先頭になって参加すれば、これは全国イベントになるんです。そんなことですので市長、先頭になってひとつこの八海山登山マラソンに進めていっていただきたいというふうに考えています。

市長 再質問にお答えいたします。

1 六日町中心市街地の水害対策を問う

このJRの桁の関係ですけども当然調査済みだと思います。それでご承知だと思いますが、この十二沢川の計画断面これは毎秒30トンの水を流すということです。本来普通の河川でありますとだいたい100年に1度という確立をとるわけですけども、都市河川はそうはとれないということで確かこれ30年確率だったと思うんです。ですので、まあ30年に1度は上がるとそういう想定のもとにこれ以上の雨が降るとかですね、やっていますので当然その桁下が問題になるとか、そういうことにはなりえないというふうに考えております。ですから完成の暁には十分大丈夫だということです。

ただ、今、集水面積というか区域が、何と申しますかコメリやあの辺を想定してないというふうなお話でしたが・・・

(「いや、集水はあるんですけど氾濫区域。水が出たときにその辺までは計画に入っていたんですよね、それが今は、元の保健所の・・・」の声あり)

議長 勝手に会話をしないでください。

市長 2 南魚沼市の観光行政を問う

次のこのマラソンでありますけれども、私はとてもまだその山岳マラソンをやれるほどにはなっていませんが、行って挨拶をするということくらいはやりますが。そのうちに体を鍛

えて1キロくらいならまあ走られるかもわかりませんが、申し上げましたように今年度、じゃあ本当にどういう状況になるのか、これを見たうえでまた市として当然その力を入れてやっていかなきゃならんということになればやりますし、「八海山」という部分がありますので、力を入れてやっていく方向で検討させていただこうと思っておりますのでよろしくお願いたします。

若井達男君 終わります。ありがとうございました。

議長 以上で21番・若井達男君の質問を終わります。

質問順位12番、議席番号7番・樋口和人君の質問を許します。

樋口和人君 銭淵公園に売店の設置を求める

おはようございます。それでは一般質問をさせていただきますが、銭淵公園に売店の設置を求める考えはないかということで通告をさせていただきました。実はこのことは、前回6月の定例会のときに牛木茂雄議員の方から一般質問でありましたけれども、元気老人の話がありました。老人とまではいかないんですが、そういった方々から実は私の方にいろいろこう提案といいますがあったわけなんです。

今、銭淵公園は非常に。当初はなかなか訪れる方もあんまりといったところだったように記憶していますが、最近では本当に、春から秋にかけての天気の良い日には小さい子供をつれたお母さん、あるいは若い家族連れということで大変にぎわっているわけです。こういった方々が、今公園の中にあずま屋というのがありますけれども、そうではなくてその憩いの場といえますかちょっと休める場を提供できないかと。

そこで売店というよりはその憩いの場といったことなんですけれども、60歳の定年になってまだまだ元気だと。家にいるんだけど、手持ちぶさただといった方々が、その憩いの場のそのスペースを利用した中で、例えばお茶を来ていただいた方に出してあげたり。

この間ありましたけれども市の木、新しい南魚沼市の木ですとか南魚沼市の花という公募をされていますが、決まったあかつきにはそういったことの販売もして、そしてその若い家族連れあるいはお母さん達に、その木の育て方とかまたは花の育て方、そんなことを話をしながらいろいろなコミュニケーションをとった中でしていく。

あるいはまたできれば自分たちでそばを趣味で打っているから、そういったそばを提供したいというお話もありました。これについてはいろいろの制限も出てくるとは思いますけれども。ジュース1本にしても、自動販売機で、がこんとこうお金を入れると、がちゃんと出てくるのではなくて、手で渡しながらそれでコミュニケーションをとっていくと。そんなことをしていくのが自分たちの活力にもなるし、あるいはまた他愛もない話の中から、例えば子育てなんかの相談にものることもできるだろうと。そういった話が多々ありました。

昨日の一般質問の中でもその子育てということで答弁がありましたが、心豊かな子育て教室ですとか、ほのぼのの広場といった場も作られているわけです。そういった堅い場ではなくて、たまたま寄ったところでお年寄りというか、自分達よりお年をめした方とこう触れ合った中で、いろいろなその人生の経験なんかを聞かせたいんだと。そういうことがまた自分た

ちの活力にもなるし、若い世代の方にもきつといい影響を与えていくのではないかと。

そんなことで、まあ売店というよりは憩いの場、あるいはふれあいの場といったかたちのもの。で、あずま屋ふうなものを建てて、そこへ多少の水を使ったりという場があれば、あとそこをどういったかたちで使っていただくか。使っていただくというのはそのいろんな物を提供する方に使っていただく等々の課題はあるかと思えます。そういったことをクリアしていった中で、組合を作るのか、あるいはその公募で借りたい、使いたいという方を探すのかということもあるかと思えますが、そういった観点で、売店という言い方をしましたけれども今言ったようにその憩いの場、あるいはふれあいの場といったような建物、あずま屋的なものを作っていく考えはないかどうか。ちょっとその辺のことを市長にお伺いいたします。

市長 銭淵公園に売店の設置を求める

樋口議員の質問にお答えしますが、今、お話を伺ったのと通告とでちょっと思い入れが違っていて、全くその売店設置というふうに私どももとりましたので、それについてはなかなか難しいだろうということでもあります。今のところ売店設置の要望といいますかそれらが、利用者から売店設置の要望も担当課に全く来ておりませんし、それこそ民間業者とかから売店を出したいんだというような要望も今ないということです。

議員の質問を伺ってから、どなたが主体で例えばやればいいのかとか、そういう部分も伺わないとなかなか返事ができないなということでありましたけれども。今は公園の利用者をだいたい調査いたしますと、手作りのおにぎりとかそういう物を持ってきたり、コンビニで調達した弁当だとか。そういうことでありまして、採算ベースに載せるなんてことになるとこれはもう非常に問題があるだろうと。ですので確か民間といいますかそういう皆さん方からもそういう申し出がないんだろうと思っております。

こう憩いの場的に開放できるような部分ということで、あずま屋はまあそれはあずま屋ですけれども、茶室を今、日中開放しております。ちょっと使い勝手が悪いということで改造を来年度しようと思っているんですけれども。この茶室は畳が敷いてありますしそこで休んでいただくというようなことはできるわけではありますが、ここでじゃあどなたかが何か売っているなんてことになると、これもまたちょっと問題もありますけれども、もう少し状況を調査させていただきたい。

樋口議員の方に何かおっしゃっている方がいらっしゃるんでしょうけども、それらをもう少しこう具体的にお話いただければ、またこっちで検討される部分は検討しなきゃなりません。サンライズがあそこのすぐ近くにあります。あそこにもまあ売店ではなくて自動販売機がありまして、あそこの自動販売機を利用してジュースやそういう飲み物は買っている方も大勢いらっしゃいますし、その辺とのまた問題も出てまいります。あれは福祉関係の部分が入っております、あの利用が落ちるとまたその部分にお金が行かなくなるというそういう問題も出てきますので。その辺がどういうふうに調整をすればいいのか。それからどういうものを求めたいのかということをもう少しまた詳しくお聞かせいただきたいと思っております。

です。その売店という部分についてあの公園の中に設置をしようという、市としての考え方は持ってありません。また冒頭申し上げましたように地域の利用者とか、それから業者関係の方からそこにやっぱり売店が欲しいやという、そういうお話も今のところは全くこっちにはきてなかったものですから、にべのないような答弁で申し訳ございませんが状況はそういうことでございます。

樋口和人君 銭淵公園に売店の設置を求める

大変私の文章が下手なものですから、ちょっと通告が下手で申し訳なかったんですが。もう1点といいますか、これの根底といいますかにあるのが、やはりいろいろな人が例えば六日町にといいますかこの商店街ですとか、南魚沼市にこう訪れた方に、一般の市民なんだけれど、いろいろな接点を求めたいなといいますか、そういったお話がありました。

1つにはその例えばできるのかできないのかは別として、今の六日町大橋のたもとに、天気のいい日にはでかい傘みたいなのをして、緋毛氈でもしたベンチでも置いてもらって、そこで別にそのお金を取るのかなんかではなくて、お茶を出したりとかそれが民間といいますか自分達ができる観光で来た方、あるいは観光とまでいわなくても商店街に訪れた方達のおもてなしといいますか、そういったことをしたり、またそういった方と今言ったように交流をしたいんだと。

その延長線上の中でもっと言えば、銭淵の公園の中でも今言ったように別に利益を出したいのかなんかではなくて、自分達でその原価くらいのことでできればいいんだというようなことの中から始まったお話です。ですのでこれはまた私もきちんともっとよく話を聞いたりまとめた中で、お話をどこかの機会にまたさせていただきますけれども、そんなことでお願いをしたいと思います。

実はこの売店の話、ちょっとまだあれなんですけれども、先ほど来、観光ということもありましたけれども、なかなか観光で来ていただいてもお金を落としていただくところがないといったところもありますので、その辺もちょっと踏まえた中でそういったことを出ささせていただきました。ちょっと私の方でもう1回きちんとまとめた中で、今言ったようにいずれかの機会にまたお話をさせていただきます。

議 長 以上で7番・樋口和人君の質問を終わります。

議 長 休憩をします。10時50分再開をします。

(午前10時31分)

議 長 休憩を閉じて会議を再開します。

(午10時50分)

議 長 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

質問順位13番、議席番号30番・牛木茂雄君の質問を許します。

牛木茂雄君 公立病院の再編について

私の質問は公立病院の再編でございます。基幹病院の位置が決定し、公立病院の再編が大きな問題であります。この問題につきましてはすでに小島議員の方から質問をされて、内容

が私の質問とだぶるところはありますが、一応それはそれとして質問の方に入らせていただきます。

大和病院の齋藤先生が「みつば」の号外で「魚沼地域の公立病院の再編」ということにつきましての提案がありました。それはそれとして、私は市長の見解を求めてみたい、そういう気持ちがありました。再編については大きな指導力、政策力が私は必要だと思っています。

1番目に「設置・運営の主体」、これはどこなのだろうか。医療行政の責任はどこにあるのだろうか。私は公立病院というのは医療行政の責任、それが持たなければならないものだと考えておりました。しかし今回の基幹病院のことを考え、話を聞いてみますに、どうも県は医療政策の責任を市に負わせようとしているような気がいたします。この点につきましては、県立病院は県民の税金を使うわけにはいかないんだ。そしてその理由はすべての病院が県立病院が公平に設置されていないとか、なかなか都合のいい答弁だなと私は思っております。市長はどういうふうに受け止めているのか、私は県の本心を知りたいのであります。

2番目に「県立六日町病院」すぐそこにございますが、この将来をどう考えているんだろう。将来的にはおそらく市に運営が任せられる、俗に払い下げを求めてくるんだろうと私は思ってます。当然、県立の小出病院についても同じことではないかと。県ははっきり言って医療行政の責任を。じゃあ作るときはどうだった、本当に医療行政の責任を、私は市におっかぶせてこうとしている、県の姿勢がどうも気に入らないのでこういう質問をしているわけでありませう。

3番目ですが、「大和病院」の閉鎖はこれは必至、当然しなければならない。よりすばらしい病院、医療機関ができるのだから心配することではないと思っておりますが、やはり住民にはこれを正しく伝えるにはどう説明していこうか、いったらいいのだろうか。私は住民の立場に立ってみれば大きな疑問が残るそういう気がいたします。またそれまでの間、医師の確保とか運営の問題とか、いろいろなのがございます。当然、赤字の問題も絡まってくるわけですが、特に医師の確保に問題はないだろうか。

さて4番目、大和病院の売り物は「在宅」と「予防」であります。在宅については在宅医療と在宅介護、この2つがあると思っております。在宅介護にはすでに介護保険がございまして全国的にこれは取り組まれている、多かれ少なかれそういうかたちでもって行われております。予防のメインは健康診断であります。健友館の活動をどう発展させるか。これが大和病院を閉鎖するとかしないとかに関わらず、南魚沼市としての大きな課題ではないでしょうか。私は嫌でも行政としてどうしていったらいいのか、政策的な問題に取り組まざるを得ない、そういう状況がきたと思っております。

5番目は総括的に基幹病院を提供して、建設には6～7年かかりますが、その間の医療をどうしていくのか。あるいは問題はないのか。医療機関の再編はどういう方向なのか。これらにつきまして市長の展望をお尋ねしたいと思っております。1回目の質問を終わります。

市長 公立病院の再編について

牛木議員の質問にお答えいたします。基幹病院の設置・運営の主体はどこかということで

あります。小島議員の質問にもお答えしたとおりでありまして、私どもは当初といいますかこの要望書の中では県立・県営でやっていただきたいという願いはしたところでありまして、けれども、まだ設置・運営の主体がどこになるということは、特に決まったことではありません。県からは県なりの知事からの話があったわけですので、それを今後私達がどう咀嚼をして、どういうかたちに持っていくのかというのは、今後の協議会の中で検討させていただくということでありまして。

この医療政策の責任を市に負わせようとしている気がするということでありましてけれども、全く私どもに責任を負わせようとしているという感覚は私にはございません。県としての医療政策、例えば地域住民の医療の確保、医師の教育、医療従事者の教育、医学、医術の進歩のための研究、住民の健康保持のための公衆衛生活動といろいろあるわけですけれども、これを市に負わせるようなことはとくにはない。今、県は何を考えているかと言いますと、新潟県内で魚沼地域に高度救急医療を備えたこの基幹病院がこの圏域にはないということ。医療的に非常に遅れていると。

ここにそれらの機能を備えた基幹病院を設置しようということでありまして。全く我々に責任を負わせる、それを市に設置しろとかそういうことであれば、これはまたおかしなことでありましてけれども、そうではなくてこの主体が県立・県営であろうがなかろうが、とにかく県が主導権を持ってこの地域にそういう病院を作ろうということでありまして。素直に私は受け入れるべきであろうし、また喜ぶべきことだというふうに思っております。

この出発点は議員ご承知のようにこの基幹病院問題の出発点は、県立病院、まあ小出病院の改築といいますかその問題から始まっているわけでありまして。まあまあその運営的な部分、それから医療の再編といいますか、そういうことからスタートしているということは承知をしておりますけれども、それらの責任を市に負わせようとか県が責任を放棄しているとかというふうには全く考えておりません。

ですので設置・運営の主体が例えばですけれども、一部事務組合だということになればこれは当然、県も含めて私どもこの地域の市町が、一部事務組合の組合員の構成員になるわけですから、そういう部分としての責任ということではでてるかもわかりませんが。まあ今はそういうことは特に想定はしておりませんので、そういうことになることはないというふうに思っておりますけれどもこれはまだわかりません。ただそういうことになった場合は、当然その構成員としての責任といいますかそういうことは出てくるということでありまして。

県立六日町病院の将来の問題であります。これは議員おっしゃったように小出病院も同じであります。ここに300床からの基幹病院を設置されるということになりますと、六日町病院ばかりではなくて、今言ったように小出病院もそうですし、私たちの市立大和病院も当然そのベッド数も減少は避けられないと。これはもう当然そういうことだと思っております。

今はベッド数は飽和状態でありますから、これ以上ベッド数を増やすということにはなら

ないわけですので、基幹病院の300から400という部分は、今ある病院の中からそれぞれこう割り振って出さなければならないということになると思います。そういう面では再編という規模縮小、これはもう、いたし方ないことだというふうに思っております。六日町病院を市に移管といいますかそういうことも、それはやはりいろいろのかたちの中で発生してくることもあり得ると思っております。そういう場合は、私はやはりそれはきちんと、この地域の医療を守るためにあそこに病院がなくでもいいということではありません。塩沢地域のこともありますし、またこの旧六日町地域のこともありますから、あそこに病院がなくなるということは避けなきゃならんという思いだけでありまして、規模の縮小そのものは、これは当然あり得るとそういうふうに考えております。

それからこの基幹病院設置後の市と病院のあり方ということです。大和病院の閉鎖は必至であろうというふうにおっしゃっていますけれども、私は、発展的解消ということばをどこかで使いましたが、これは市立病院としてずっと大和病院を維持・存続しなければならないのか、基幹病院の中の一つのそれこそ役割として、基幹病院の中でのどこが設置主体、運営主体になるのかまだわかりませんけれども、そちらのほうに運営を移管するということはあると、そういう意味で申し上げたわけでありまして。ここもその今の大和病院の地域に1次、2次の診療をまかなう病院がなくいいなんてことは全く考えておりませんので。機能の縮小等は当然考えられますけれども、ここから今のあの地域から大和病院そのものはなくなってあの地域に1次、2次の診療を受けられなくなるなんてことはありえない。ありえないというかそうしてはならない。そういう考え方でありまして。

ですのでこれも設置の場所、具体的な場所ですね、それから運営主体、それらをずっとこう詰めながらある程度きちんとした構想が見えてきた時点では、やはり当然ですけれども住民の皆さん方にきちんとした説明はしなければならないという思いであります。

それから基幹病院ができるまでの間の医師確保。これはやはり一番私も心配はするところでありましてけれども、巻町の病院のケースとは全くケースが違うということでありまして、そういうことが起きないように、今、斎藤院長先生等からもそれぞれお骨折りをいただいて。

ただ今はまだそのきちんとした将来像といいますか基幹病院の姿が具体的には見えておりませんので、それらをきちんと把握をしながら、決して先ほど触れましたようにその大和病院が先細りで徐々に徐々にもうなくなっていくんだとか、低下していくというイメージは私は持っておりません。そういうことをきちんと伝えながら、医師も含めた職員の皆さん方にきちんと説明をしていけば、そんなに問題が出ることはないだろうと。やっぱり発展をしていくというイメージでありますので、衰退していくというイメージじゃないということをお伝えたいと思っております。

この大和病院の今までの活動の良いところ。具体的には健友館の活動等をおっしゃっているんだと思います。これはやはり市立病院の使命といいますかこれは一言で言えば市民のための病院ということでありまして、やはり皆さん方が安心してそして安全で過ごしていただけるということをお前提にしますと、これは当然必要な施設といいますか、役割がまだある

というふうに思っております。

先ほどもちょっと触れましたけれども、じゃああそこに基幹病院ができたから今の大和病院といいますか医療福祉センターで持っている機能が、みんななくなるという考え方はどうかひとつ皆さん方から払拭していただきたいと。残すべきところは当然残さなければならぬわけですし、残っていくものだと思っております。基幹病院と別に競合する部分ではありませんから。

そういうことをこう念頭に置いていただければ、何か新しいのがひとつ大きなのがどんと建つ、古いのといいますかその周辺はみんなそのなくなっていくんだらうという構想を、ちょっと頭の隅からはずしていただいて、新たにあそこに3次高度救急医療施設を備えたすばらしい病院ができるんだと。そういう思いで見ただけであれば、決してその医療福祉センターの活動で評価されてきた部分を、切って捨てようとかですね、なくなっていくなんてことには全くなならないわけでありますので、そういうふうに考えていただければ大変ありがたいと思っております。

基幹病院開設までの間の地域医療の提供方法、医療機関の再編という。この建設までに5～6年とか6～7年と言われていますが、どう提供していくか。これはもうどう提供していくと言ったってできるまでは、ちゃんと今の体制を整えながらやっていくということでありますし、できた後のその構想もきちんと出るわけでありますから、それを住民の皆さん方に正しく伝えれば特別の問題は発生しないと。

さっきも言いましたけれども、なんかこう基幹病院ができることによって、それは規模は縮小になりますよ、これはもう間違いなく病院のベッド数を含めた規模は。ですけれども今まで行っていた医療行為やそういう部分が、なくなるとか衰退していくということにはならない。そういう思いでありますから今の医療スタッフの皆さん方が、いやもう先細りで順々なくなっていくんだからこの際、大和病院から離れようやというような気持ちは持っていただかないような説明をしなきゃならぬと思っておりますし、斎藤院長からもそのことは常々、病院の職員の皆さん方には触れていただいております。私も先般病院にまいりましていろいろその話は飛びますけれども、最終的に皆さん方の身分をきちんと保障するということを前提にこのことは考えているということは申し上げておりますので、いつかクビになるだらうとか要らなくなるだらうとか、そういうふうに悲観的に考えないでくださいというお話を申し上げてきました。ですからそういうふうに議員の皆さん方からも考えていただければ大変ありがたいと思っております。ただ再編はこれは避けられないということであります。それこそ発展的な再編であります。そういうふうにひとつ議員からもご理解いただきたいと思っております。以上であります。

牛木茂雄君 公立病院の再編について

1番の設置・運営の主体については今後の問題であるということについてはよくわかりました。ただじゃあ私が、それで県がその医療機関の責任という医療政策の責任を逃れようとしているような気がするという点については、ちょっとそのあれですね。実際どうも私がそ

ういうふうを受け取っているということについては、これはちょっとどうしようもない問題です。私の判断でそう思わざるを得ない点が節々にあるもので、こういう問題をあれしたわけですが市長の考え方についてはよくわかりました。

それから六日町病院のこれは小出病院も同じことなんですが、やはり含めて公共病院の再編という問題を考えなければこれはできないし、もちろん大和病院をどうするかたちで残していくかということについてもそのとおりだと私は思っていますが。ただ私は大和町の時代から秋山町長には何度かこの問題で質問をしたんです。一番大事なことは大和町としてあえて言えば、南魚沼市としての今の医療政策がどこらにあるかという問題。これをどうするかという問題がはっきりしていなかった。秋山氏の場合ははっきりしていなかった。まして南魚沼市の場合はこれからだと私は思っています。ですから、市長が今、即答をしない、あるいは展望についてのそれなりに私は思って疑問がある点は多々あるかと思えます。ただ今後、市としての医療政策をどこに置くのかという点が、一番大きな問題ではないかと思えます。

旧大和町の、健康づくりが一番大和町としては大事なことだというようなことが町の町誌に書いてございました。私はそういう点では南魚沼市だって同じことだと思っていますが、一番大事なことはやはりこの政策をどうするかという問題。具体的には在宅と予防というのを主として大和病院の場合にはやってきました。

正直言って確かに大和病院の方はそういう方針でやってきた。そのために全国からどうしても見させてもらいたいというのが、1ヶ月に1,000人も2,000人もあるいは3,000人も来たこともございます。ただ今はそういう事態がないんです。昔の話をあえてするわけではございません。ただなんでそうなったかということをおし上げてみたいわけなんです。なんで来なくなったか。それは来ても値打ちがなくなったんです。はっきり言って大和病院に来て、もうなんにも得るものがない、これが一番大きな原因ですよ。昔の話をあえてしているわけじゃございません。ただどうして得るものなくなったのか。それは大事なことはやはり病院の問題ではない、次は行政の問題ではないかと私は思っているわけです。

ですから行政の方で例えば健康を守るために人より、よその自治体よりも検診率が健康診断にかかる率が多い。それ一つだってすばらしいことだと私は思っています。それにはやはり市としての政策、あるいは指導そういうものが必要ではないかと思っています。私はあえてそれ以上のことは言ってもどうしようもないと思っていますので申し上げます。

それからもう一つ、そういう意味でいえば、市の医療政策とすれば、訪問看護ステーション。これは在宅の中の特に在宅医療の分野で非常に大きな役割を果たしていると思います。訪問看護、介護の部分についてもその訪問看護ステーションの方ではやっておるようですが、やはり医療としてのその訪問看護は非常に重要なのではないかとということで、私はそのことを申し上げてみたいわけであります。どう健康を守るかというためには、やはり健康診断がメインであります。これをどうするか。そして在宅医療の問題は訪問看護ステーションが具体的にはその役割を果たしています。私は具体的にはその2点あたりが今後政策の問題にどう取り入れられてくるのかな、というようなことを考えて一般質問をしているわけござい

ます。市長のお考えを聞かせてもらって再質問を終わりたいと思います。

市長 公立病院の再編について

南魚沼市のこの医療政策をどう考えているのかということでもあります。議員おっしゃったように、医療政策といいますかこの医療・福祉・保健これを全部ネットワーク化して、やっぱり市民の健康をまず守るといここから入らなければならないわけですから、当然大和町時代に培ってきたこの構想といいますか、それを全く否定もしませんし当然継続していく。これは大和でなくたって同じです。六日町だって市民の健康を守るそのために、じゃあ医療や、福祉や保健がどうあればいいのかという、そういうことをやっているわけですから。ただ大和さんの場合は、病院を主体にして非常にその活動的なものが活発であったり、先進的であったということでもあります。

大和病院が今、人が来なくなったからつまらんことになった。そうじゃないんですよ。今まで新しいといいますか先進的なことをやって、視察というのはそういうことを見に来るわけですから。見て実践してしまえばもうそこを見に行く必要は全くないわけですから、大和方式が全国に広がったと、そういうふうにしてもらわなければならない。もう駄目になって悪くなったから見に来ないということじゃありませんから。それはひとつ旧大和の議員としてもう1回、それこそ考え直していただかなくちゃなりません。本当に素晴らしい構想であります。

ただこの健康の杜構想というのがございました。これは今の基幹病院が大和地域に設置をされるということで、構想そのもの、思いそのものは変わりませんが、具体的な部分では相当の変更が出てくる、こざるを得ないということでもあります。

そういうふうのひとつ牛木議員からお考えいただいて、私どもはとにかく医療政策をどうだと言われたってそのもとは、市民の健康、生命を守る、健康を守る、ここからスタートしているわけですから、特に大和時代と大差はありませんし、そのためにこの基幹病院というのも必要だと思っているわけでもあります。あの地域の今までやってきていただいた大和のこの医療・福祉・保健という三位一体ですか、この事業的なものはですね当然継続をしていくということでもあります。

ずっとここへこう、ちょっとこの部分を全部覚えられないので読んでみますけれど。その保健・医療・福祉、この連携による地域医療の提供、緊急医療、予防活動、その基本になる健康診断、それから機能回復のためのリハビリ、在宅介護を支える往診・訪問看護、特養等入所施設、この医療支援、これらが全てリンクしているわけですから。この理念はどこにも生きる。全部です。大和地域ばかりでなくて、南魚沼市の医療政策の根本はそこだということでもありますので、そういうふうにご理解いただけますでしょうか。

ですからその上に今度はもっと高度な、そのいわゆる救急救命それと高度医療、それから医師の養成といいますか確保のためも含めた基幹病院をどうしてもこの地域に設置をしよう。そういうことですから将来的には非常に良くなるという、そういう概念でお考えいただければ、悲観的なことはあんまり考えない方がいいなという気がしていますけれども。そん

な程度でお許しを願いたいと思います。

牛木茂雄君 公立病院の再編について

私の考えが必ずしも適切ではないというお話でございますが、私が言いたかったのは、大和病院は一時、全国にその発信をしてきたわけですが、ただ病院としてのもう限界ではあったと思うわけですが、これ以上は行政と病院が一緒になってやらなければならないことなんだなあと。むしろ行政の方に責任があるのではないかなという気がしたので、それで秋山町長にも私は何度も一般質問で同じようなことを申し上げてきたんですが、残念ながらそれなりの答弁しか得られませんでした。私はもう議会に出てくるのは今回が最後ですので、市長にそのことをわかってもらいたい。今すぐどうこうというわけではありません。ただ、腹の中へ入れておいてもらいたいのは、今回の再編の問題にしろ、なんにしろ基本的なものはやはり医療政策、健康を守るということに私は尽きると思う。だったら全国から学べるような何かの方法を私は出してもらいたい。今すぐとは言いません。私は最後に市長にそういうお願いをしたいと思っています。受けてもらえるでしょうか。

市長 公立病院の再編について

牛木議員の思いはよくわかります。わかりますが、全国になんといえますかこう発信といえますか、全国的に何か簡単に言えば、あそこはこういうことやっていてこれは珍しいな、というようなことをもっともっとやれというふうになれば、これはもうなかなかでき得ることではない。だって医療・福祉・保健、そういう部分というのはもうこれ以上、斬新なあるいは先駆的な手法というのは、私は今のところそう見当たらないと思っています。今、大和町がやってきていただいた手法がですね。ですから先ほど言いましたように、もうそういうことが全国に知れ渡りましたから、普及しましたから、大和病院に来なくなっただけだということに理解を、私はしているわけでありまして。視察の人が3,000人も来たけれど、今は全然来ない。当然そうでしょう。どこでもそうですよ、観光地だって同じです。手法を学べば、自分たちでその手法を学べば2度も3度もそこへ行く必要はないわけですから、そういうことだと思っています。

ですので、奇を衒ったような政策的なことは出せませんけれども、着実に市民のまず健康そして生命を守る、ここに基本を置いてこれからもこの医療政策といえますかそれは進めていこうと思っています。全国にすぐ発信できるようなことがぼんとはなかなかまだ私の脳の中には出てまいりませんが、また専門的な立場の医師の皆さん方とかですね、そういう皆さんとご相談を申し上げて、ああやっぱりこういう部分でまだやらなきゃならんことがあるということであれば、それは積極的にやっていこうと思っていますので、ご理解をお願いいたします。

議長 以上で30番・牛木茂雄君の質問を終わります。

質問順位14番、議席番号25番・岡村雅夫君の質問を許します。

岡村雅夫君 発言を許されましたので通告にしたがい一般質問を行います。

1 基幹病院について

今回この基幹病院については3番手ということであり、かなりだぶっておりますが、若干加味しながら質問させていただきます。基幹病院について場所は和歌山県内に決定したという報告を受けました。その報告の中で大和病院は発展的に解消との説明がありました。大和病院を存続させ基幹病院も和歌山県内に建設するということは、なかなか不可能なことだということは前段の質問で明らかになったところであります。この30年間培ってきました和歌山医療福祉センターの役割と機能を理解し、どう発展させ市民に波及させていくかということが要であるというふうに私は考えておるところであります。今ほど市長の考え方も若干示されましたが、いかにこれを発展させていくかという部分が要であるというふうに思っております。

そのためには私は構想を持っていないといけないだろうと。要するに事前にこうありたいなあということがなければ、今後の進みがなかなか遅々としてのびのびになっていくのではないかな、というふうに感じているところであります。先日の答弁の中ではプロジェクトチームを作ってとか、あるいはどう医療があるべきかということを検討していくというような答弁もありますけれども、私は以前にも申し上げましたがもうとくにそれは考えておかなければならないこと、要するにこの和歌山県そしてまた市長の考えと違ったかどうかわかりませんが、和歌山県内、要するにこの県の中の一部にこの構想、基幹病院が来るということは周知の事実であったわけであり、その辺からしましても私は後手にまわってはならぬ、というふうに考えているところであります。

そしてそういった構想を持っていることによって、今ほども議論がありましたけれども和歌山県地域のじゃあどこが一番適切なのかと、そういった場所の選定。そしてまたなかなか答弁が返ってきませんが主体がどうなるのか。どこが要するに県立県営になるのか。あるいは県立民営になるのか。あるいは一部組合になるのか。これはそれぞれ想定できる問題でありまして、「でもこうありたい」ということがやはり地元の意見をという知事のいつも地元でという言い方をされているようでありまして、それとの交渉の過程というのはやっぱり構想があつた問題ではないかなというふうに思っています。

そしてだぶりますが「みつば」の8月12日の号外であります、斎藤院長が提案をしているわけです。私はこの問題について市長は、私に事前に見せてそして発表していいか、というふうに内々に承諾をしたというような言い方をされておりますけれども、私この内容というのはかなり綿密に計画、院長は思案を練ったのではないかなというふうに思います。

そうした中で市長は答弁の中でいえば、固執しないという言い方をします。この案に固執しないと。要するに大和病院を司っている院長が、この今ほど評価もあつたわけでありまして、和歌山県がやってきたこの構想を発展させてきたこの院長の、そしてまたその司っている方の思案を、固執しないという言い方でとらえること事態が、今ほどの話であります、まだまだ行政と現場との乖離があるなあと、というふうにとらえたわけであり、私は率直に市長がそういう言い方をするのであるならば、やはり率直な感想を述べて、そし

て市長は前回の私の質問には私案もあると、今言う時期ではないということを答弁しているわけでありますので、やはり自分なりの構想をきちんと示して、そして今後の取り組みをどうあらねばならないかということ問うていく姿勢が、私は必要であるというふうに思いますが見解を伺うところであります。

2 アスベスト被害について

次にもう1点。私はアスベスト被害についてお伺いしたいと思っております。旧六日町では小学校の改築にあたりまして、アスベスト除去作業の経験あるいはいろいろのてん末は報道されたところであります。私は当時の認識と昨今の認識にはかなりの隔たりがあるというふうにとらえております。これは前段での質問者が言われておりますが、効率優先の社会がもたらした大きな公害であるというふうにとらえている方がおるようであります。私も一人の建築屋として建築現場を数十年こうして動いているわけでありますけれども、非常に今思うと恐ろしい。恐ろしいことに遭遇していたたかなあと、私は大丈夫なのかなあと。あるいは職人はあるいは従業員は大丈夫なのかなあ、というやはり不安に駆られます。こういった加害、被害状況と申しますか危険性が毎日のように報道されているわけでありますが、本当に多くの市民の方々が不安におののいているのではないかなあというふうに感じます。

先般、環境部会の方でも若干の報告はありましたけれども、やはり市あるいは市内という言い方は難しいかもわかりませんが、市が建築を発注しやってきた中でもそういった中でも使用実態というのはどういうものであるとか、もっともっと積極的に調査をし、情報を公表する。そしてまたいろいろの学者あるいは機関から、どうである、どの程度なら大丈夫とか、あるいは飛散しないとか、いろいろな情報が出ているわけであります。こういったものを研究されまして公表し、住民の安全と安心をひとつ求め周知していただきたいなというふうに思っているところであります。そして対策が必要ならば早急に対処するということが、行政の責任というふうに私は思っております。

例記しましたが、特に学校、市営住宅など公共施設の具体的な実態調査を実施し、対応が必要と思われるが、実態と今後の対策を伺うわけであります。先般の報告の中に、アスベストというかそういった吹き付け剤が一応今、問題のようであります。吹き付け剤があるけれどもその含有率がどうかこうとかというような言い方がしてありますが、ある年限を切った段階でそれは明らかにしているんですね。詳しくは担当者はわかると思しますので申し上げませんが、危険性がある、あるいはガンの発症する危険性があるというふうにだんだんと規制が厳しくなって、外国では完全にもう使用禁止になっていても日本では使っていたと。どんどん輸入していたと。それで高度成長があったというような話をする人もいますわけでありますけれども。それと年限を区切ることによってかなりわかるようでありますので、ひとつその辺はもっと積極的に公表する。ほかの自治体ではもう予算化をし、一般の建物、要するに市民の建物あるいは企業の建物であっても、それを取り壊すときにあるいは除去するときに、その補助金をもう9月議会に上程しているというような自治体もあるようでありますので、その辺の実態をひとつ伺っておきたいと思っております。

そして私も委員会で水道管の石綿管という問題はどうだという話を聞いた折には、もうそれについては大丈夫なんだというような言い方をされたんですが、報道なんかを見ると当然その石綿管を早急に撤去する補助金があるとかというような話です。なんらかの疑いがあるからそういった助成制度があるのかなあというふうに考えておりますが、その辺のひとつ見解を伺っておきたいと思えます。

次にアスベストが原因の中皮腫等の被害調査が公表されているが、南魚沼市での症例はあるかということです。先ほどの検診を積極的にやっている町でもありますが、こういった観点で健康診断の診断をしていた経過があるかどうかというあたり、あるいは発病等の問題がありますが、肺ガン等で死亡された方、あるいは患者がかなり増えているなあというような兆候があるのかどうか。その辺をひとつお聞きいたします。

次に前段とだぶりますけれども、私もいろいろインターネット等で調べてみましても、それなりの相談窓口はあります。そして今回、市だよりですか、それについても相談の受け付け窓口というようなかたちで案内がされております。私はやっぱり、これは最寄の機関にということといった紹介なんですよ。私はそうではなくて、市民が窓口に来て、そこでそれ相当の対応をしていただける窓口がいいのではないかなあ。一般の方々が地域振興局の健康福祉環境部（南魚沼保健所）なんてこういった紹介ですけれども、そういった専門のところにはその担当者が確認を取るというくらいのやり方でもやっぱりいいのかなあという感じが私はします。その辺、市民が気楽に相談を持ちかけられるという窓口を開設してはいかがかなあというふうに思えます。

そういった研究をすることによって、よりまた専門家の育成というのも、職員のこれからのひとつの重要な要素だそうではありますが、そういった育成も可能なのではないのかなあというふうに思えます。また専門官として建築士である都市計画係に係長もいるわけでありまして、実際は建築現場をかなり相当数をこなしているわけでありまして、それこそ30年選手でありますので、そういった問題が起きる前からの建築に携わっている担当であります。環境係とその都市計画課の係という連携が取れるのではないかなあというふうに思えます。そういった所見を伺っておきたいと思えます。

市長 岡村議員の質問にお答えいたします。

1 基幹病院について

この基幹病院について、その運営主体とか設置という部分については、今ほど牛木議員にお答えしたとおりでありまして、まだ決定もしておりません。先ほど議員も触れられたように、私どもは推進協議会の中では県立県営でお願いしたいということを申し上げたわけですが、返ってきた言葉が、県立県営ということだけでは全く前へは進みませんと。赤字が4億円くらい想定されるがそれをじゃあ関係自治体で負担をしていただけるということであれば、県立県営でも話は進みます。そうでなければ独立行政法人とか公設民営とかいろいろ方法はあるわけですが、そういう方法でもう一度検討してみてくださいと。その後お返事をいただきたい。そうすれば場合によってはもう18年度で調査費の予算をつけるく

らのスピードで進めていきますと。こういうお返事をいただいたわけですので、これからじゃあどういふ方法が我々にとって一番ベターなのか。そして市民の皆さんにとって一番効果があり、利益があるのかというこれを考えながらまた県にもう一度ボールを返さなきゃならんということでもありますので、今現在はその設置・運営の主体は決まっています。いませんし、私がここでこの方法がいいだろう、あの方法がいいだろうということも、まだ自分でどうこうと思っています。皆さんとの協議ですので、私の意見が通るわけでもありませんので、これはどうこうという意見は差し控えさせていただきます。けれども早急にこれは詰めようと。9月うちには詰めて県のほうにまたボールを返そうというつもりでありますのでご理解いただきたいと思います。

この医療福祉センターの役割、このことは先ほども申し上げたとおりでありますし、この合併の際にアンケートをこう実施をしたことがありますけれどもその結果、やっぱり「保健・医療のサービスを推進するまち」これが塩沢も六日町も大和町もトップであったわけであります。市民の皆さんの要望としてですね。ですからそういうことも含めれば当然この福祉・医療・保健、このことを本当に積極的にこれからはまた対応していかなければならんという思いであります。

そしてこの基幹病院の設置の具体的な場所になりますけれども、これも旧大和町時代に大和町の方で県に示していた案、1つあるわけであります。またそうでないという考え方も若干、ちょっと別のところとかですね。それから医師会の中で極力その駅に近い方がいいじゃないかとか、いろいろのお話がありますので、これもまだ具体的にどこだということには至っておりません。至っておりませんので、この場所がある程度きちんとならなければ、今の大和病院をじゃあどうしていくという方向性もまだなかなか示せないということでもあります。ですのでこれも早急に詰めて、県と詰めてそういう方向を出していきたいということでもあります。

私案につきまして、こういう医療体制、構想という部分は私は持っておりますけれども、今はやっぱりもうちょっと控えさせていただきたい。やっぱりそれぞれの病院に関連することでありまして、こういう公式の場での発言ということになりますと若干波紋を呼ぶかもわかりませんので、これは控えさせていただきたいと思っておりますけれども、自分なりの構想は持っているということは事実であります。ただそれが生かされるかどうかはまだわかりません。

それから斎藤先生の「みつば」の件でありますけれども、固執をしないとかなんかと言ったのは斎藤先生が「いや僕もこういうことは考えているけれど、特別これに限定したとか固執しているわけじゃないんだ」と。ただ僕の考えはこういうこともありますよ、ということを出している。ですから先ほど申し上げました、私も先生から事前に、いやこういうものを出していいんだか見てくれや、ということで、どうぞひとつご自由に出していただいて先生は先生のやっぱりお考えも示してもらいたい。そういう意味でありましたので、その固執する、しないなんてことは私も言ったかもわかりませんが、斎藤先生の方がどうでもこの考え方でなければ駄目なのだというふうに言ったということではない、という意味にひとつご

理解をいただきたいと思います。

そしてひとつ申し上げたいと思うんですけれども、城内病院もそうですし大和病院もそうありますが、非常に医師の皆さん方は特殊、特異な存在であります。ですから病院の運営的について今まで旧六日町も、ほとんど病院のことに 대해서는首長がいわゆる注文をつけたり 実質的には開設者であり管理者でありますから当然その首長の思う方向に持っていくというのが当然のことでありますけれども そういうかたちに大和も六日町もなってきたことは事実であります。病院が主導権を持っていたということでもあります。

それがいいとか悪いとか申し上げません。申し上げませんが、先ほど岡村議員がおっしゃったように、いわゆる病院を司っている院長の考え方を、ある意味で無視をするとかですね そういう発言になりますと、病院を司っているのは首長であります。ですから例えば何かの折に衝突があって、どうこうということがあればそれはやはり管理者たる開設者の方が意見が優先されるということでもあります。ただ医師の確保やいろいろの問題がありまして、なかなかそういう実態になっていない、非常にまあ難しいところでもあります。

ですから病院そのものも今、南魚沼市は2つの病院を抱えているわけでもあります。公営企業法の全面適応ということを実施をして、その病院運営をきちんと切り抜けた県もあります。ですのでそういうこともこれからはちょっと考えなきゃならんのかという部分もあります。すべてを病院に任せておいて、そして赤字が出たからどうだとか、黒字になったからどうだという議論では本来まずいわけであります。実質的の責任者は首長にあるということですから、そういう部分も含めてやっぱり病院形態もある程度は、なんといいますか見直しの部分は必要だということは考えております。

2 アスベスト被害について

アスベスト被害についてでありますけれども、これは初日に申し上げましたように、約170箇所の調査対象があります。各課で事前調査を行って総務課へ報告書を提出してもらっている。この結果、第1次集約で回答を得た中では、調査の対象となりそうなものが約50件ある。その結果に基づいて環境課で今度は下調べを行った結果、疑問が残るものが数件あったということでもあります。この総務課の調査がお盆前、環境課の下調べがこの8月の24～25とこうあわただしい日程の中でちょっと下調べをしましたので、詳細な調査に当たる前に、疑わしき部分といいますかそれについての再点検をやはり行っていかなきゃならないということで、今処理をしております。

このアスベストは特別管理の産業廃棄物という、このことはまあ岡村さんご存知でありますけれども、その処理は極めてこう厳しいといいますか、難しいものがある。国もやっぱりこれもご存知でしょうけれども、7月に石綿障害予防規則ですか石綿則というものを制定いたしましたして保健所や労働基準監督署で厳しい監視が行われていると、これは周知のとおりだと思います。

中皮腫、この部分について、今現在この保健所に1件相談があったそうであります。この間に1件。当然ですけれどもどこの人だとか年齢だとか性別だとかは、プライバシー保護の

ことで申し上げられないということでありまして、1件だけ相談があったということの報告を受けております。それからこれは非常に判定が難しいということで、この近くで判定できる医療機関は日赤長岡という連絡を受けております。その広報、相談窓口の件でありますけれども、これは議員おっしゃったように広報をとおして労基署や保健所に問い合わせてくださいということにしてありますが、市で相談窓口を開設するということは、とてもこれは医療行為等の問題もありますし、市でできるものではありませんので、例えば電話でもご相談があればじゃあ保健所へ行って相談してくださいとか、その程度のことはできます。そしておいでいただいて、どこへいけばいいとか、心配だとか、じゃあ保健所のほうへ行ってくださいと。その程度のことはやりますが、その中皮腫の心配があるかないかなんていうところの相談までは、とてもとても受けられるものではありません。またそういうどうすればいいんだ程度の相談について、まだ皆さん方が、敷居が高いところへは行きづらい。市のところでちょっと相談するところはないのかということであれば、その程度のことはやります。また不足であれば広報でも申し上げていきたいと。岡村さんからまた皆さんにそういう面がありましたら、周知していただければありがたいと思っております。

アスベストを調査できる機関というのが県内に5社。5社しかない。これでなかなか5社で今、これだけの問題になっているわけですので、非常にこう進まない部分が出てくる恐れはございます。こちらで疑わしきものから、これはもうどうしてもきちんとした調査をしてもらわなきゃならない。といっても5社程度でありますから、県内でもものすごい数がいろいろ出ているわけですので、そういう意味ではきちんとした調査が若干遅れるという部分は否めません。が、極力早めにその不安を取り除くようなことはやっていきたい。それで何か予算措置をちょっとしましたよね、調査費で。そうですね、50万円調査費で予算措置をしておりますのでよろしく願いをいたします。

水道管の石綿管のことでありますけれども、これは石綿管を通過した水道水の飲用について、厚生労働省からの文書によって、健康に関しては特に問題はないということが発表されております。それでただ、漏水の修理だとか、配水管の敷設の工事、石綿管の切断撤去、これらについてはこの7月1日から労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則　これはさっき言いました石綿則でありますけれども　が施行されておまして、水道業者に対しても指導、周知を今行っているところであります。また職員につきましても今年度中に石綿作業主任者講習を受講させて、取扱いに慎重を期していきたいと。

今現在、引き上げた石綿管につきましては、水道用地内の指定場所にビニールシートで覆い保管をしてあります。引き上げた石綿管を、ですね。最終的には専門業者に委託をして処分をしていきたい。現在、石綿管の残存延長でありますけれども、旧六日町地区で8,821メートル、大和地域では1万5,777メートル、市の合計で2万4,598メートルのまだ石綿管が設置をされて使用をされているということでありまして。なお、申し遅れましたが石綿管の保管の指定場所は、大杉新田地内の大巻地区の低配水池のところにある用地に集積をして、ビニールシートで覆って安全を期しているというところでございます。

先ほど言いましたこの水道管に使用をされている石綿、セメント管についての通達は、平成17年4月13日、厚生労働省健康局水道課からそういうふうに来ておりまして、通っている水を飲むことについては何の問題はない、ということだけはきておりますのでそれとあわせてよろしく願いいたします。

議長 質問の途中ですが休憩をします。午後1時再開します。

(午前11時58分)

議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

休憩前に引き続き岡村雅夫君の質問を続けます。

(午後1時00分)

岡村雅夫君 1 基幹病院について

私は繰り返して構想が大事であるということを述べているわけでありませけれども、今は控えるということのようであります。そこで私は若干提言をしてみたいと思うんですが。旧大和町の時代からこの構想を若干聞いたなかで、大和の30年にわたる医療福祉センターのこの機能をどういうふうに生かすのか、守るのかということ念頭において考えてみました。そういうふうにつえますと非常に私としては、位置も決まってきましたし、要するに用地が決まるというふうになってきます。幸いにしてこの医療福祉センターには先行取得した土地がございます。そういったなかで私は繰り返しますけれども、大和病院とこの基幹病院をなんらかのかたちで合併したような機能でなければならないというふうにつえるわけでありませ。

この構想がある前には、健康の杜構想というものをして21世紀の医療・福祉をどう司っていくかという内部検討がされて、これを肉付けをして発展をさせていこうという構想だったわけでありませが、そういったなかで八色園の新築がひとつ成し遂げられております。医療だけ、救急救命、要するに三次救急、三次医療ですかそれだけを追求するのであれば、どこでも私はいいと思っているんですが、先ほどから市長が言われますように、医療・福祉をこの連携したなかでの施策を展開するということになりませと、私はなんらかのかたちで、こういった合体的な構想ができないのかなというふうを考えませ。

そうしたなかでまた市長は職員あるいは現医師についても身分の保証をするというような言い方をされておりますが、私は県立県営ということになりませと、かなり難しいなと。今、市長の言った言葉は難しくなるのではないかなというふうを考えませ。身分については、特にそういうことが起きるのかなというふうに感じがしまし、私はこの点では一部事務組合が好ましいなというふうに思います。なぜならば市長は構想がないと言いまながら、9月中には県にボールを投げ返すような答弁を今いたしましけれども、なんの根拠もなく、じゃあ何のボールを投げってくるのかなというのがちょっと私はわかりませ。改めて県立県営で願いますと言ってくるのか。いや、この周辺の一部事務組合でなんとか、要するに赤字部分と言いますか、赤字が想定される機関というふうにつえますと4億円だということだそう

でありますけれども。それらを県が持ち、あるいは各自治体が持ち、というようなかたちで想定される赤字は払拭できると、あるいは享受できるというような合意をもっていくのであるならば、割合と話は簡単なのではないかなというふうに思います。

これをまた民間機関とか企業とか、あるいは各個人病院と連携をとってどういった施設がいでらろうかというようなことを考えていくとするならば、非常に9月中のボールの投げ返しというのは難しくなるのではないかなというふうに感じます。私は斎藤院長が考えたこの一部事務組合というのがかなり濃厚かなというふうに捉えておりますが、ひとつ所見を伺っておきます。

それからもう1点ですが、構想がなかなか公表できないという理由が私はわからないんですね。これは先ほどから要するに行政としてどうあるようにしている姿勢が見えなくて、何の構想も練ってみよう様がないというのがひとつ大きな問題となると私は思うんです。市長は市内プロジェクト、あるいは医療の今後のあり方等を検討するというようなことで、私の耳には、城内病院長の小山病院長をトップとしたその検討会議を作ったのか、作ろうとしているのか、ちょっと私聞き逃していますけれども、そういったお話を聞いた経過がございます。

そういう状況であるとするならば、かなり構想は先にいくのかなという気が私はしてしまったんですが。そういうことになると、全てどういうボールを返すのかというのが見えなくなってくるという気がいたします。市長が考えているそのプロジェクトチームというのは、どういったメンバーを入れての構想を練っていこうとしているのか、ひとつお聞きしたいと思います。

次に先般、今月の初めの新潟日報に出ておりましたが、「迫られる医師不足解消、女性従事に支援いち早く」というようなかたちで、黒岩元大和病院長が　今は萌気園の院長ですが投稿しています。理念と方針とか、あるいはどこが経営するとかということと、いまひとつ誰がその病院のリーダーとなるのかというあたりが明確になっていないというような文章がちょっと挟まっておりました。やはり先ほど市長が言われましたように、病院のことはなかなか政治家は介入できないとか、行政としてあるいは管理者としてなかなか口を挟めない部分があるというような話がありましたけれども、私はこのリーダーを誰にするのか、どういう方を招聘しようとしているのか、あるいは抜擢しようとしているのかというあたりがかなり要かなというふうに捉えたんです。その辺ひとつ案がありましたら、お聞きしたい。

ちなみに大和病院のこういった取り組みをする段階の話を、若干耳にして聞きますと、黒岩さん、権平さん、斎藤さんという3人のスタッフが非常に連携をとって構想を描き、それを管理者あるいは議会に訴えて、そしてそれを推進してきたという歴史があるというふうに私は捉えているんですけれども。そういったなかで先ほど牛木議員が指摘されますように、大きな転換期と申しますか施策をきちんと練らなければ、構想をきちんと練らなければならぬ時期ではないかなというふうに私は考えていますが、ぜひご回答をいただきたいというふうに思っています。

2 アスベスト被害について

それからアスベストについては若干ですが、これは非常に私は行政の責任が、要するに国の責任がかなり大きいというふうに思います。そしてその実際の被害者というのは市民、住民でありますので、そういった窓口として直接住民に接する自治体としてみれば、やっぱり相談業務とかあるいはそういった・・・要するに市の責任で起きている問題ではないということでもありますので、積極的に市民が考えていること、思っていることをまた国にぶつける、あるいは報告する部分も必要かなというふうに思っています。

歴史的に見ますと、この発ガン物質というようなかたちで指摘されているのは昭和10年なんだそうですが、それがなかなか遅々としていまして、外国では昭和39年に中皮種を発生させるというような勧告が出ているとか、あるいはヨーロッパでは55年、要するに1980年代なんですけど前面使用禁止というようなかたちになっています。それで89年の昭和64年にはアメリカでは生産も輸入も禁止していこうというかたちになっています。ところが日本は70年代から90年代という非常に高度成長の時代でありますけど、輸入がピークになってきておまして、非常に危険と知りながらこういった製造、輸入をしてきたということでもあります。そして実質的に建築現場の話をしませけれども、昭和50年、ちょうど私が修行を終える年ですが、吹き付け禁止という　それまでの鉄骨の建物には全部吹き付けてあったんですが、それを禁止されると。禁止されても撤去、処分は義務付けられなかったというような経過がございますので、今、30年以上経った鉄骨の建物は全て天井裏に上がってみますと、あるいは壁を剥いてみますと、鉄骨が全部吹き付けされております。

そうすると先ほど申し上げましたように、昭和50年が境なんですね。ところがその後もずっとそれが存在しているということでもありますので、学校の建物は鉄筋コンクリートだからなかったとか、何だとかという問題以上に市中には要するに我々生活しているなかにはその当時の鉄骨というのはいっぱいあるわけですね。鉄骨でない部分にも、ダクトの部分にもあるんですけども。そういった現に存在しているというものは大きなやっぱり、何て言いますか、不安というか、危険、被害の可能性があるということではないかなというふうに思っていますので、こういった情報というのは、きちんとやっぱり示していくべきではないかなというふうに思います。

ちなみに私もいろいろの建材を使ってみてみますけれども、メーカー名はニチヤスとかクボタという名前が出てくるんですがどういう製品というのが　要するに天井材で言えばロックウール吸音板であればアスベストが今のはないとか、いつまであったとかというのがなかなか読めません。わかりませんし公表もしていません。遡って我々も責任があるないの問題もない、ということでもありますので、非常に放置をされた状態になっているのかなというふうに思っております。そういったのも情報を入手することによって本当にこれはえらいことだなと。全ての建材あるいは機器に使われているということが言われておりますので、そういう点でもやはり情報の収集というのはやっぱり自治体としてもやってはいかかなというふうに思います。

そしてその医療行為にあたるからできないとかそういうことではなくて、そういう可能性

もあるかも知れないから病院に行ってくださいとか、あるいは労働基準局に行ってくださいとか、それは手続きの問題であります。ちょっと例を申し上げますけれども、東京の千代田区では区の施設についてはアスベスト除去を徹底するとか、あるいは区民の健康診断を充実させるとか。先ほど市長が診断は、何か日赤とかと言いましたけれども、現に検診機関を大和病院は持っているわけであります。そこで中皮種とか肺こう膜と申しましたか何か特殊な陰影が写るそうではありますが、そういったのが確認された症例があるかどうかのあたりは、これだけ検診しておりますとわかるのではないかなと思っております。そういった情報といったものもやっぱり誰とは言わなくても、そういった例があると。ですから積極的に検診を受けてください、とかというようなことも必要ではないかなというふうに思います。

そしてまた住宅や事務所とか店舗のアスベストの除去の助成制度。これも千代田区では創設したというような情報も私達いただいております。そういったように、ひとつ深刻に捉えていただきたいなというふうに思います。再質問を終わります。

市 長 1 基幹病院について

再質問にお答えいたしますが、この構想を、私の考えている部分を発表できないということは、今、岡村さんの話聞いていて、皆さんもそう思っていたのかと思っておりますけれども、実は 実はといってもこれはお分かりのとおり、まだ南魚沼市にこの県立というかこの基幹病院のことが全て、県との交渉も含めてですね、委任されたわけではないんです。ですから魚沼市も入ってますし、湯沢も十日町も津南町も全部入っているわけです。県医師会の皆さん方も。そういうなかでじゃあ南魚沼市の首長はこういうのだからこうだということとはやっぱり差し控えなければならないということです。

ですので県知事からボールが返されたわけですから、もう一度その皆さんと協議をして、じゃあ設置、運営の主体がどうなるのか。ここを見極めて、皆さん方がこれでいいということであれば、それを持って県に行くわけですし、そして県と話をしたなかでじゃあそれで行こうとなったときに、初めて南魚沼市にこういう運営主体でこういう設置主体の病院が今度是可以、とこうなるわけです。これからじゃあ具体的な場所、それからですね。今度じゃあそのことについては南魚沼市に全て一任いただきます、ということを取り付けなければならないわけです。ほかの市長から、自治体からですね。そして今度は南魚沼市対県でどうしていくかと。そのなかで初めて南魚沼市としての考え方はこういうことだと、それが出ていく。そのことに対しての今度はプロジェクトチーム等は当然必要なわけですから、用地関係のことも含めて全てを南魚沼市が相当そういう面での手伝いをしなきゃなりません。南魚沼市としての医療構想、これは今、岡村さんがおっしゃったように、やっぱり専門的な部分について我々が考えられないと言いますか、発想が及ばない部分があります。それは今、どなたということは決めておりませんが、齋藤院長を含めて小山院長も話してありますし、そういうなかで構想をちょっと練り上げてもらおうということで相談中です。まだどなたがどうだということではありません。相談中です。ということですので、なかなか歯切れがよくなくて申し訳ないんですけれども、話ができないということでもあります。再三申し

ますけれども、もう南魚沼市に全てお任せいただいているということであれば、これはもう何とでもしていくということです。

それから身分保証の件ですが、例えば県立県営であっても今、大和病院がじゃあどういふふうになるかというのはまだわからんわけですから、縮小されて人員整理も例えばしなければならぬとかそういう問題が出たときに、身分保証するという意味は、ほかの機関あるいは県立病院であっても結構ですけども、そういうところへきちんと。基幹病院ができることによって大和病院の職員の削減といいますか、そういうことが出て来るわけですから、それは県と私たちとちゃんと責任もってやります。そういう意味です。

プロジェクトの内容というのはさっき言ったように、どなたがまだどうだということじゃありません。医療機関・先生を主体にした、その基幹病院を中心にした医療圏構想をある程度やっていただくプロジェクトと、庁内プロジェクトというのは別個です。これは当然企画情報課内に置くようになると思うんですけども、これは具体的な今度進める方法、さっき言いました用地の関係等そういうことを含めたプロジェクトということでもあります。

9月中に返答するというこれは、県から返されたボールに対して、例えば赤字4億円をこの圏域の市町村で負担していくから県立県営でやっていこうとか、そういうことをちゃんと返答すればいいということですから。それも全員で相談しなければできないと。南魚沼市だけが、よしわかった赤字は負担する、というわけにはいかないということです。そういうことで9月中に返答。ですから構想があるとかないとかという以前の問題であります。

健康の杜構想については、当然現実的に八色園があそこにできているわけですから、その構想に基づいて。それを根底から覆すようなことにはならないようにしていこうと。ただ相当の変更はありうるということを申し上げているわけです。それもまだ具体的な根拠があって言っているわけではありません。具体的な位置が決定しておりませんので。当然その健康の杜構想を生かす方向を私は模索しなければならないと、私の立場ではそういうふうにおもっております。

2 アスベスト被害について

アスベストの問題であります。まず市の相談の件ですけれども、これは最初に申し上げたとおり、疑わしいとかどうかそういう部分のことは全くその市として言える立場ではありません。ですのでそういう医療機関があるとか、こういうところへ相談に行ってくださいと、そういう案内はいつでもしますし、その程度しかでき得ないということでもあります。ですからご相談に来ていただいて、ちょっと心配だが、という方がいらっしゃいますれば、これはもうじゃあ保健所へ行ってちょっと専門的な相談して下さい、そういうことはいたしますので、そういう意味でも相談は十分応じさせていただこうと。

それから日赤長岡と、この件ですけれども、やっぱり新潟県がこの説明会を行っているわけですけども、このなかでアスベストに詳しい医師が説明しております。それでその医師の方のおっしゃるには、お医者さんでも相当高度な専門的な医学の見地、知見を有している方でないとこれは判定できないということです。普通のレントゲン写真、例えばC Tでも撮っ

て、それでこれは中皮種だとかアスベストが入っていると、なかなか診れない。そういう先進的な機械と機器と、いわゆる見地、知見を有している医者を抱えているのが日赤長岡くらいしかない。ですから大和病院ではできません、これははっきり言っております。堀内先生という方が今、城内病院にいらっしゃいます。あの方は呼吸器系の専門ですね。堀内先生は、それはそういう見抜ける力を持っているのかもわかりませんが、そういう機器といいますが普通のCTやそんなのでは全然駄目だということですので、全くこの辺のお医者さんがこれをきちんと判定するということはできないと、そういう説明いただいております。判定はできない。アスベストによる中皮種だとかですね、普通の肺ガンだとか、それはなかなかできないということ。

それから現在ある建物、相当やはり50年以前のやつは、ほとんど鉄骨には吹き付けがしてあります。それでこれは飛散する恐れのないもの、これについては日常的には影響はないと、危険はないと。飛散する恐れがなければ、ですね。ですからそこをちょっと勘違いされて、ここに例えば天井裏にアスベストがある、これはもう危険だと。そういうことではないということをご理解いただきたいんです。ちょっとあまりにも報道も行き過ぎた部分もありまして、例えばここにアスベストがこの天井にあるということこれはもう危険だとかですね、そういうことではない。飛散する恐れがなければ全く心配はらないということですので。

現に消防署がありますが、消防署の車庫がありますね。あの天井部分、これは鉄骨剥き出しで、アスベストを吹き付けてあるんですね。特に今、飛散の恐れはありませんけれども念のためということで今、200万円程予算をもって今度はそれをまた封じ込める吹き付けをしようとして、そういうことをやっております。ですから露出していて、それでも飛散の恐れはないんですけれども、何かがあたったとかそうなると若干の恐れもあるということですので、そうならないように今はまた樹脂を吹き付けて固めてしまおうということですので、そういうことです。

解体のときはこれはまたその問題が出てまいりますので、きちんとした解体方法を採らなきゃならないと、そういうことであります。大体そんなところだったでしょうか。特に市では、学校、市営住宅、こういう公共施設については念入りに調査をしておりますので、この後、調査結果に基づいて県あるいは保健所とまた相談しながら、きちんとした対応をしておりますので、よろしく願いいたします。

岡村雅夫君 1 基幹病院について

歯切れが悪いということを現に言われておりますので、それ以上歯切れ良くはお願いできませんと思いますが、やっぱりそうなるとプロジェクトと申しますか、要するに現場の方々の考え方をかなりお聞きをし、検討をされ、構想を、市長がもっておられる構想とかなりの部分で整合性を持たせた案を早く作って、そしてやはりそれをもって県と交渉する。そして県立県営というかたちで多分県は逃げるとお思いますので。私は医療の責任を持っている立場、あるいはこの今までやってきたことを継続するためには、この一部事務組合というのがどう

かな、というふうに私は捉えたんですが、県立県営でなかったら、一部事務組合くらいでというような感触でおられるのか、その辺ひとつお聞きしておきたいと思います。

それで、やっぱりそういった主体が決まらないとなかなか構想が決まらないと。要するに市長が何の構想を持ってだめだということだと思うので、その辺をひとつ早急に詰めていただきたいなというふうに思っています。

それで1点。私、いつか笑われたこともあるんですけども、大和病院との併設というようなかたち。要するに隣設という言い方をする人がありますけれども、かなりその線をするによって膨大な土地を求めることもいらないのではないかなというふうに私は思っています。要するに財政的な問題で考えると、県営にするけれども、土地は地元で用意しろとか、そういった条件もまた付いて来るやもわかりませんので。そういうことになればあそこへ多分、大和医療センターだけで5丁歩から5.3ヘクタールくらいあったと思ひまして、その後また取得しているという部分もあるかと思うんです。そういう点からしてみるとかなり有望な土地かなというふうに捉えております。その辺どういった所見を持っておられるか、ひとつお聞きしたいと思います。

2 アスベスト被害について

それからアスベストの問題について。よく肺ガンで死んだ人、それが肺ガンということでは何が原因ということはわからないけれども肺ガンで死んだと。そういったことでよく調べてみたらアスベストが原因だったと。胸膜肥厚というのが、その陰影に写って見えるということに関しては、労災認定が受けられるというような症例があります。大和病院じゃ駄目だというんじゃなくて、大和病院の要するに健診のそのレントゲン写真なり、何なりでわかるかどうかというあたり。本当今、端的に出ません、わかりません、写っていませんという話なんです。私が調べたというか偶然読んだ本等を見ても、肺ガンの人がそういうふうに認定されたら、肺ガンで死んだ人が認定されたとか、そういう例があるようであります。私はそう簡単に日赤以外だめだそうですというようなことが、私はあまりスムーズに胸に落ちないんですけども。どういったところからの話か、それは堀内さんの話かもわかりませんけれども。

ということはその人の職歴とか、あるいはどういった作業をした経験があるとか、あるいはどういう所に住んでいたとかというようなことでも、かなり裏付をするようであります。ですから私は最近、あの人は肺だったそうだね、というようなことで死んだ例も、肺ガンという例も何件か聞いていますが、そういう人は昔トンネル堀りに入ったからな、とかそういう話で片付けているようです。

けれどもそればかりじゃなく、現にアスベストの入ったサイディング等 要するに外壁材ですが、そういうのを防塵マスクもなしに切り続けた職人の方はいっぱいいるわけあります。やはり職歴とかそういうところまで遡って。発症までの潜伏期間が30年、40年だそうです。そうしますとただ、それ程問題なげだとか、動かなければ問題ないとかじゃなく。現に施工した人たちが30年、40年経ってきているわけですよ。その後もつい最近

までは。完全禁止というのは08年ですので平成20年と言われているんです。04年で原則禁止、でも代替品のない品物については製造してよしという、非常に盲点がありまして、そういうところからも私はまだまだこういった被害を受ける人が多くいるのではないかなと。現にまた受けた人もいるのではないかなというふうに考えますので、そういった点でのフォローを、行政なり医療機関として、これだけ社会問題になっているわけでありますので、ひとつ検討してはいかがかなと思いますが、所見を伺って終わりにします。

市長 1 基幹病院について

この基幹病院の件につきましては、設置運営主体が例えばそれが一部事務組合になるかもわかりませんし、独立行政法人だということになるかもわかりません。これは全く今、わからない状態ですので、どう言ってみようもないということでございます。さっきから言いますように私に、南魚沼市に全権委任があったんであれば、またそれなりのかたちを私どもも出して、県と交渉するということになりますけれど、そうではありませんので。まずはこの医療圏域にいらっしゃる市、町の皆さん方とどういう合意ができるか。そしてその合意を元に今度は県とどういう折衝ができるかと、こういうことでありますので、どうしても今、物事は申し上げられないということです。

土地は地元でということは、私は一応今のところ県に数度、福祉保健部等に話をしているなかで、そういうことはあり得ませんということだけは伺っております。ただ知事の言葉はまだその件については伺っておりませんが、福祉保健部としてそういうことで地元負担をということは考えていませんということです。では私もそういうふうに認識をしておきますという話をしておきました。ですのでそういう面での負担を求められるということはまずないだろうと思っております。どこがどうだというのは、旧大和町時代に大和町の皆さん方が、例えば大和に建設をしていただくということになればこの地域がという部分は県には出ておりますけれども、それがどこかというのはちょっと差し控えますが、それは岡村さんご存知であったらそのとおりであります。

2 アスベスト被害について

それからアスベストの方で、この大和病院で駄目なのか。確か駄目だと思うんです。もしあれでしたら事務長からこの後、詳しく説明させますけれども。県が行った説明会でアスベストに詳しい医師が来て説明したなか、この近くで判定できる医療機関は日赤、長岡しかありませんと言っているの、それ以上のことは私はどうしようもない。何かいろいろレントゲンを見て判定できる人がいるかもわからんとかと言われても、わかりません。それから堀内先生からも、本当にこれは難しいことでそうそう簡単なことではない、という話だけは伺っております。事務長の方からちょっとお願いいたします。

大和病院事務長 1 基幹病院について

お答えいたします。大和病院の健診で判明できないかということですが、岡村議員よくご存知のように健診の場合は健友館でやっております、例えば肺ガンなら肺ガンの疑いがある場合は、病院で精密検査をして下さいよということに各該当者に対応するわけです。したが

って健診のレベルで言いますと、広義の意味で肺にいろいろな疾病のある疑いがあるということは判断できても、そのなかでガンなのかどうかというのはその時点ではわからないわけです。

各該当者が例えば大和病院になるかどこの病院になるかわかりませんが、精密検査を受けているというのが一般的なかたちですので、そういう意味では健診でわかるかと言えばわかりません。精密検査を受けてということになりますと、もちろん医師の技量もありますし機械もありますので、ちょっと私もそこまで詳しく医師とやりとりはしていませんが、一般的に言って今、肺ガンの死亡率が高いわけですけれども、そのなかのある割合の中皮種と言いますか、アスベストによるガンを精密でつき止められるかどうかという、多分うちの病院では無理なんじゃないかなという気がしております。

議長 以上で25番・岡村雅夫君の一般質問を終わります。

次に質問順位15番、議席番号15番・中沢俊一君の質問を許します。

中沢俊一君 市庁舎建設へのハードルは高く設けよ

今回は1点に絞って一般質問させていただきます。昨日、種村俊夫議員の方から新市の総合計画の基本的考えはというテーマで非常に高邁な一般質問がございました。そのなかで一言、もしかしたら選挙後は一市民として市長懇談会に参加するかもというような枕がございましたけれども、私も実はそう言おうと思ってまいりました。ところがあれだけの高邁な一般質問を私は用意をして来ないものですから、最後の質問は4年後まで延ばしまして、今回は簡潔な内容の一般質問をさせてもらおうと思っております。よろしくをお願いします。

さて、市長が3月議会、並びに6月議会、この塩沢との合併後の庁舎建設について2度にわたって言及いたしました。私も自分の議会広報でそのことについて紹介をさせていただいたわけですが、3月の時点では反響はございませんでした。しかしながら6月の建設を前提にという市長のこの表現、これを紹介しましたところ反響がございました。複数の反響がございまして、しかも大変厳しいものでございました。

そういうことを踏まえて先般、また自分のこの広報活動を通じまして4,200軒程、私の広報を手配りさせていただいたなかで、市民アンケートをとらせていただきました。そのなかで今のこの財政を心配する市民がどれだけいるんだろうかな。私、財政課の方へ行って調べまして、一般会計の借入金残高が242億円。これに対して基金残高が15億円。しかしながらこのうち14億7,000万円はいわゆる合併後10年間は使えない調整基金であります。したがって、242億円に対して、すぐ使える調整基金はわずか3,000万円。また特別会計を加えると、この14億7,100万円を加えたとしても合計27億円、貯金は、これに対して借金が524億円あるわけです。

こういうことも私は紹介しながらアンケートをとらせていただきました。もちろんこういう前提のアンケートには、市長としてはご不満な本意もございましょうけれども、それに対して私のところに届いたこの回答ですけども、私の地区からは26件。また旧六日町市街地、ここからが93件。合わせて119件の回答がございました。丸を付けて出すだけでも葉書

を切り取って出すだけでも私はありがたいなと思ったわけですが、このうち81パーセントに当たる96件については書き込みが非常に多くありました。なかには、この間紹介させていただきまされたけれども、貴方は自分のことばかり考えているというようなものも一枚ありましたし、アルコールに飲まれる人は嫌いだというようなこともありました。しかしながら残りのほとんどは本当に真摯な真剣なあるいは憂慮をした、そういう内容の書き込みでございました。

そのうち27人の市民から、複数ですけども、33件の職員に対する批判、要望がございました。具体的な例は避けまですけども、大きく分けて職員定数が多すぎる。民間に比べて多すぎる。それから2番目として待遇であります。給料、手当てがとてもじゃないが民間の実態には程遠い。それからもう1点は、いわゆる職員意識と言いますか、仕事ぶり、市民への対応。これが主な内容であります。特に給料と仕事ぶりについては、各々この33件のなかの半数近くの方がこれを上げております。

それはそれとしてそういうことを踏まえたなかで、じゃあ建設そのものに対しての賛否がどうであったかと言いますと、賛成は13パーセントでございました。70パーセントにわたる83人の方が反対、しかも絶対、断固、あるいは赤ペンでまるを付けるというような方が相当数ございました。条件付きの17パーセントの方を加えても非常に厳しい条件を付けてございます。そういうことから考えますと私はこの合併後のこの検討委員会、ここに市長はどういうかたちで案を提示して臨むか私はわかりませんが、非常に市民の理解を得るには、特に財政面から厳しいハードルがあるのかなというふうに感じました。

このなかで私は私案として自分の広報のなかにも書いておきましたけれども、まずもって人件費。これは正職員はもちろんですけども、臨時職員あるいはまた事業委託の一部、こういうものの削減金額、これをはっきりと明示すべきであると。合併をせずに自立の道を選んだ自治体もあるわけですから、こういうところを本当に参考にさせていただいて。合併は、市民にも多少の痛みがあるわけですけど、我々議員はもちろん、こういう行政の方もかなりのやっぱり痛みを共有したなかでこの削減額を明示して欲しい。これが第一であります。

次は、用地費と工事費を徹底に詰めるということで、現本庁舎を活用していただきたい。これは市長も内々・・・内々でございませぬ、6月議会で明言しておりましたから、私はこれを支持しますけども、こういう方向でとにかく徹底して用地費と工事費を切り詰めていただきたい。

3番目としまして、塩沢や大和の情報網をきちんと整理していただいて、分庁舎で用事が足りるようにしていただきたい。こういうことであります。

4点目は、空気が多分出ると思いますが、塩沢、大和の分庁舎。この空きスペースを民間に有料で貸し付けて、職員からも自分たちの給料は自分たちで工夫して稼ぐという意識をどうしても持っていただきたい。

私が広報で示した私案というのはこの4点ですけども、さらに加えました。とにかく合併後、人口はこのままにしておけば段々減っていくんだ。やはり人口に見合った庁舎。これを

造っていくには、人口を維持し増やす、そういう施策。1点に絞れば、新しい仕事をここへ増やしていく、そういうビジョンを持って欲しい。これを示した上で検討委員会に臨んで欲しい。そう思います。以上、要点だけ申し上げまして第一回目の質問を終わります。

市長 市庁舎建設へのハードルは高く設けよ

中沢議員の質問にお答えいたします。この市庁舎建設へのハードルを高く設けよということでありまして、今、それぞれご説明ありました。ガラパゴスを私も見えておりまして、3月、6月と取り上げていただきました。特にその6月のときの、内容はもうごく詳らかではありませんが、今、議員がおっしゃったようなことが書いてありました。私としてはちょっとこれは、何て言いますか、私の意図しているところは全く載せないで、ただ庁舎建設部分だけぼんとやってあるなあ、という感じは持ちました。

それで今、議員がそのアンケートを4,200とっていただいたそうでありますけれども。そのガラパゴスを添付をして、設問状況の話もありましたが、当然今、この時点で新しい庁舎を建設するそうだということになれば、これは全くどなたでも、そんなことはまだ駄目だ、という話になると思うんです。市民への説明も今のところは全くしておりません。市政懇談会の席上でもこのことについてはまだ触れておりません。そういうなかで概念的に先般、昨日の一般質問のなかでもそうでしたけれども、庁舎建設といいましても全く新しくどこかに建て替えると、新市建設計画のなかに載っている30億円だか40億円をそっくり使うと、こういう概念でありますから。もうその方法も何も示さずにただ単に庁舎建設はどうだと言えば、これはもう私は100パーセントの皆さんが、それは良くない、と言うことだと思っています。そのなかで13パーセントも賛成だなんていうのがあったのは驚きだというふうに思いますけれども。

まず設定条件ですね。今、議員がおっしゃったように、前の方にもお話申し上げましたけれども、ただ私がそう考えているということだけで、検討委員会がどういう結論を出すかは別ですけれども。現にこれだけ立派な庁舎があって、ただここが狭くて、全員を、全課をここに集中させるには狭くてだめだということだけでありますから、ここに増築ということが一番経済的にも効果的にもメリットがある。そういうことだと思っています。

ですのでそういう説明を加えれば、私は市民の皆さん方がそれもするなということにはならないと。そして塩沢庁舎、大和庁舎につきましても、不必要な部分は売却できれば売却しますし、今、議員おっしゃったように庁舎の貸付だって。1階は私どもが使わせていただこうとは思っていますけども、2階、3階でそういう要望があったり、募ってみても結構ですけど、そういうことについてはもう吝かではありませんので、十分活用していきたいというふうに思っております。

しかもこのことを実現していかなければ、なかなか目標に掲げた人員の削減ができていけないということでもあります。常に分散をしているということでもありますから。その金額を明示すると、こういうことでもあります。常々申し上げておりますように、10年後に131人の職員を減員しようということ。131人は金額になおしますと、平均的に常に発表されて

おります数字は750万円から800万円ということでありますから、約10億円ですね。一人700万円～800万円ですよ、平均的にかかっているというあれは。平均を700万円としますと9億1,000万円。800万円としますと10億1,000万円と。これだけの金額が10年後には毎年浮いてくるということですから。浮いてくるという言い方はよくない、必要なくなるということ。これは全て市民の皆さん方のサービスに振り向けるということでありますので、そういうふうにご理解をいただければ大変ありがたいと思っております。

再三申し上げておりますけども、現在向こう5カ年の財政健全化計画の策定作業も行ってところでありまして、財源的に無理が生じるか生じないか、ここもまだ検証はしておりませんので。ただ私は大丈夫だろうと思っておりますが、これを含めて総合的に判断をしていこうと。そのために検討委員会を設けさせていただいて、庁舎建設の必要性和意義がきちんと確認できれば、市民に周知を図る。市民の皆さん方にもある程度になれば当然話はしなければならぬわけですし、これについて小泉さんみたいに、じゃあこれでもう1回国民投票かなんていう住民投票的なことはしません。議会の皆さんと代表者の皆さんと相談してやっていきますので、そういうことはいたしません、理解を得られるように十分努力をさせていただこうと思っております。

職員の給与体系。これはこれもいつも申し上げておりますが、安いときは民間が非常に景気が良いときは、公務員の給与が高くて困ったなんて話は全く出なかったんですが、今は状況が状況でありまして、非常に厳しい批判と言いますか、羨望の眼差しもあります。そういう面で批判にさらされている部分もあるかも知れませんが、議員もご承知でしょうけれども、理由も何もしないに給与をばっさりばっさりと切ったりとか、身分を切ったりとか、これは法律上できません。私は今の体系のなかでは、先般の議会の皆さん方の報酬のときにも申し上げましたけれども、それに見合った仕事をしてもらわなきゃならない。そういうことを常に申し上げております。そして、これも前に言いましたけれども「爾俸爾禄」ということを申し上げております。「爾俸爾禄民膏民脂下民易處上天難欺・・・」とありますが、皆さん方が、私も含めてですけれども、いただく給料は全て市民の皆さん方の血と汗の結晶であります。これを絶対忘れるなということだけは、折に触れてほどではありませんけれども、年に1～2度は話をしておりますし、そういう気持ちで仕事に臨ませていただいております。ですのでまたそういう投書等、投書ですかアンケートに答えての具体的な部分もあったわけでしょうから、また後でお教えいただいて、正すべき点は正して市民サービスの向上に邁進したいというふうに考えておりますので、またご指導をよろしくお願いいたします。

中沢俊一君 市庁舎建設へのハードルは高く設けよ

繰り返しになりますが、設問について私は批判されても仕方ないなとは思っております。しかしながら先般も質疑のなかで申し上げましたが、この南魚沼市の財政、借金の多いこともさることながら、基金の少ないこと。これがやっぱり私は一番気になるわけですよ。私も自分の経験を上げて申し訳ありませんけども、過去にそういう失敗を起こしました。自分の

事業の上で。一言で言えば自己資金の本当に乏しいなかで過剰投資をしてしまったということです。それもこういう投資をすれば効率が上がって利益を産むはずだと。職員削減が上手くいくはずだという前提ですよ。重ねて言えば。あとは自分の技術レベルがやっぱり低かった。町民の皆さんのこの批判が私の例にあたるかどうかわかりませんが、職員の皆さんのまだまだレベルは上げられるべきだということでもあります。したがって仕事量に対して人員が過剰であると。

そしてまたもうひとつ私が当時悔やまれてならないのは、農業関係でしたから有利な融資がございました。もうこれがそろそろ相場の方ががたがたと落ちてきそうだから、今、駆け込みでやらなかったら間に合わない。非常に私にとっても焦りがございました。この合併特例債、ややもすればそういうような傾向、それを皆さんが心配している向きもあったわけです。こういうことでの抜かりはないか。本当に私は詰めて、詰めて、こういう財政状況の自治体であるから特にやっぱり詰めて欲しいんですよ。少数精鋭と言いますと、有能な人間を少数雇うから出きるんでなくて、予め少数でやるから精鋭に育つんだという考え方が民間にはございます。

私はこのパンフレットのなかで、向こう10年間の定年退職の職員の数も明記しておきました。確かに10年かけて131人、それを減らす。これはもう合併前からの一応目安でございます。しかしながら私は5年でやれるじゃないかと、こういう市民の声が私はあると思いますよ。直接聞いてはいませんけども。そして本当に足りなくなったら、補充が少なすぎて足りなくなったら民間から民間が育ててくれた有能な人員を選抜すればいいんだから、登用すればいいんだから。そういう考えだってあると思いますよ。まずもって庁舎を造る、この規模に見合った、この人口に見合った庁舎を造るのであれば、それは必要最小限に留めたとしてもですよ、それに見合うお金くらいはこういうところでまずうかせて欲しい。そうすることによって職員の資質も上がってきます。少数でやることによって。そうしたなかで私は取組んでも遅くはなかろうかなと思っていますよ。

さっき市長が年間10億円という話をしましたけれども、退職する方は確かに多くの給料をもらっていますし、ただ補充するその人が安い部分も計算に入れれば、1人700万円として計算するとやっぱり9億1,000万円です。これで仮に131人を5年間で削減できたとすれば、23億円浮くわけですよ。そういうような考え方もやっぱりひとつ取組んで欲しいなと私は思っておりますが、いかがでしょうか。

市長 市庁舎建設へのハードルは高く設けよ

この人員削減の件であります。これは今、目標として10年後にはこうだということ掲げてあります。それで今、5年だとかあるいは3年だとか7年と、これはわかりません。そのやはり情勢をきちんと見極めれば、5年で削減できるものだということになればやりますし、まだそこまでちょっと私が勉強しておりません。ですのでそれはこれから検討の課題でありますけれども、やっぱり合併をして一番私たちが恐れるといいですか、心配をしなればならないことは、そのサービスが下がったということです。それがもし人員削減を急

激にやり過ぎてそのことに起因するようであれば、これはもう全く話にならないということでもあります。そういう部分も見極めながらであります。

必ず10年でやる10年目に持って行くということではありません。ですからその途中でそういう結果が出るかもわかりませんし、出す方向に持って行くかもわかりませんが、今のところはある程度段階的に減らしていけば10年で130人は削減可能だということを出しているだけであります。具体的な何年度に何人、何人という部分については、昨日も総合計画のなかにそれを明示しろという話がありましたけども、なかなか何年に何人という明示はできませんので、その時々になるという部分もあるかと思えますけれども、極力その効果が早めに出るようにということは考えております。

そして庁舎をある程度ひとつにまとめるということはその削減効果、削減の前提ができるということでもあります。そこをご理解いただきたい。今まで大和町さんと六日町だけの合併であれば、これはあまりそういう必要はなかったというふうに私は感じております。今、これも再三申し上げておりますが、塩沢さんを編入合併することによって課の配置とかいろいろ考えてみて、こういう案を出しているわけです。あまりにもやはり分散、これはどなたが見ても確かそう思うんです。これいいな、なんてことは確かあまりないような気がします。ですのでこれは若干批判があってもある程度早めに庁舎をひとつにして、ここにある程度の機能を集中させることによって、合併効果も早めに出て来るというふうに私は感じておりますので、そういうお願いをしております。当然ですけれども詰めに詰めて、財政的な部分も含めて、本当に詰めに詰めてやらなければなりませんので、検討委員会を立ち上げさせていただいて、きっちりとした議論をお願いしたいということでもありますので、ご理解していただきたいと思えます。

中沢俊一君 市庁舎建設へのハードルは高く設けよ

私も厳しい条件付きでその庁舎を最小限の投資で造ることについて、効率の面から私は当然認めております。ただそのハードルは、非常にやっぱり繰り返し、繰り返し今よりも高いところに設定するべきだと私は思っております。昨日は実は一般質問のなかで市長から本庁舎機能として253人分のスペースが必要だというような答弁がございました。これは間違いのないと思っています。しかしながら今は、塩沢が加わって173人になると、253人必要だけでも、これはそもそも今のこの庁舎では狭すぎると、こういうことでしょうかね。この253人分がどうしても必要だというのは、私は市民感覚には合わないと思っていますよ、多分。合併した、これで合理化ができる、よしよしではなくて、さっきも言いましたけれども、合併を選ばなかった、非常にその痛みを伴ったことを行政でやっている自治体があるわけです。もう一步踏みとどまってそういうところの痛みを私どもも学びながら、そのハードルをもう一段高めていただきたい。そういうことでございます。

くどくなりましたし、もっともっとほかに実は文にしてみれば非常に厳しいものがありますから私は紹介しませんけれども、職員さんだってもちろんあれですよ、誇りをもって、自信をもって仕事したいわけです。そうするにはまだまだ市民の皆さんの目線まで仕事の内容、

対応、いろいろなことをまだまだ歩み寄らなければならないのではないかなと思っているから、私はあえてこういう厳しいことを言っているわけです。もう一辺簡潔な答弁をお願いします。

市長 市庁舎建設へのハードルは高く設けよ

昨日、牛木議員に申し上げた数字は、今の一般職がここに155名入っている。今ですね、今。塩沢との合併のなかでの新しい機構では、173名ここに入ることです。あっちこっちに振り分けても173名ここに入る。それで現在の課設置条例に基づいての定数で追っていき、全課をここに置くということになりますと、253名を収容する部分が必要です。今から見ますと80名程入りきれないという計算をしているわけです。当面はこういうことですね。今、議員がおっしゃったように、じゃあこの数字が全然変わらないのかなんてそういうことではありません。ですからこれはそれぞれきちんとした計算をしながら、将来を見据えながら、これがどのくらい減るのかわかりませんし、いや増やしていかねばならないかわからない。その本庁舎にいる部分ですよ、本庁舎にいる分。

ですからそういう面では、この数字は今現在の条例上の数字を基にして出していますので、これが全部一人歩きするというものではありませんが、概略はこんなものだ。ですから70～80名も入りきれないと、キャパシティがないということになります。そこをご理解いただければと思っております。

職員の部分につきましては、今ほど申し上げたとおりであります。厳しい批判もそれはあります。ですからそういうことは謙虚に受け止めて、そういう批判にきちんと応え、期待にも応え、給料が高いということが一番だそうでありますから、給料に見合った仕事をしていかなければなりません。当然給料に見合う仕事ということは、対応もよくしていかなきゃならない。ただ仕事だけしていればいいという意味じゃありませんので、総合的なその人間の幅と言いますか、それが求められる職業でありますので、それは十分、常々職員に対しては申し上げております。またお気付きの点がありましたら具体的にお知らせいただければ是正をさせていただきますが、よろしく申し上げます。

中沢俊一君 しっかりと申し上げます。終わります。

議長 15番、中沢俊一君の質問を終わります。

次に質問順位16番、議席番号41番・片桐貞夫君の質問を許します。

片桐貞夫君 指定管理者制度の導入について

通告にしたがいまして、私は1点だけ指定管理者制度の導入についてということで質問をいたします。ちょっと前置きがあります。私がこの質問をしたのは、実は私の組織の自治労から指導文書が降りてきて、そのなか一言だけ参考に申し上げておきますと、'03年の9月にこの制度ができて来年の9月まで3年間というなかで指定管理者制度を切り替えているというそういう法律にしたがってのことなんです。この間に私どもの組合が'05年2月1日付けでした調査のなかでは、全国でもう相当数がこの指定管理者制度を導入しているそうです。このなかで数字を先に申し上げますが、県が23、市が221、町村が80、

合計 3 2 5 というこの数字は、指定管理者の受託をした企業や団体のなかで 3 2 5 という団体は、私どもの組合に加盟をしている職員団体がこの受託をしていると、こういうことでありますので参考までに申し上げておきます。

そして私どものところへ来ている指示文書というのは、この切り替えにあたって自治体の長等に労働条件の問題やこの雇用の関係等について従来の既得権を侵害することのないように交渉なり話し合いをなささい、こういう実は指導文書が来てるわけであります。特に私どもの市の場合には、関係なくはありませんが、広域連合の事務組合、八色園、この 2 つの職員団体は自治労加盟であります。したがって関係なくはありませんが、ただ私の頭のなかで考えるに、今後、指定管理者ということで名乗りを上げてくる団体と思われるもの 私の悪い頭で考えてあまり出て来ませんが おそらく労働組合を持っているようなところはほとんどないのではないかとこういう私なりきの判断で、この問題は参考に今申し上げただけ申し上げて前置きにしておきます。

そして今回、たまたま私が 2 日の日、用があったもので朝早く一番に質問を書いて出しました。質問を出して家へ帰って新聞を見たら、新潟日報に指定管理者制度ナンバー 3 というのが出ておって何の気なしに目を通したら、これが 5 回のシリーズで新潟市がこの指定管理者制度導入の経緯、現状等を新潟日報は詳細にわたる報道をしていました。したがってその新聞を探してみつけて、5 回に分かれて出た内容はひとつお目を通しましたが、それ以外に私はこの問題に対しての知識はもっていません。そして特にこの問題については、私が目をとおした新潟市の例のなかでいくつかの点について私なりきには問題があるなど、こういうふうに思ったことを 2 ~ 3 挙げてみました。そのことに触れながら最終的には、市長のこの指定管理者制度導入についての基本的な考え方を伺いたいと思います。

若干申し上げますと、これは今更申し上げるまでもありませんけれども、取り巻く状況のなかでは、公社、事業団、当初は自治体が制限された実現のなかで、住宅や土地等、地域住民の行政への要求、ニーズに基づき設立されてきました。しかし 7 0 年代後半からは減量経営のなかで間接経営方式として低コストで運営ができる公社、事業団が新規事業を中心に増加してきました。その後も第 3 セクターや文化行政を担う財団法人等が増えてきたなかで、しかし 9 0 年代にはバブル経済がはじけ、国、自治体の財政が危機的となり、公社、事業団、第 3 セクターの経営も厳しくなり、市民ニーズも変化もするなかで公社、事業団のあり方、これが問われるようになりました。こうしたなかで公社、事業団の見直し、統廃合、さらには指定管理者制度による民間活力の導入、こういうようなかたちでこの制度ができたと言われております。

前段に申し上げましたように、新潟市の例を 2 ~ 3 拾い出しましたので、ちょっとこの問題に触れてみたいと思います。新潟市は来春、全面的に切り替えを終わすと、こういうことであります。新潟市でも昨年、指定管理者制度に関する指針ということで、これは積極的に導入するということがひとつ。選定は原則として公募とすると、こういう決め方をして同制度に取組んだということである。大体この制度の対象になる、言ってみればスポーツ施設、

文化施設の様々な施設があるわけですが、新潟市の場合には240ヶ所、これがあるそうではありますが、これを全面的に切り替えると。そういう意味での準備を進めているんだそうあります。一見240というと凄い数だなと、こういう感じを受けるわけですが、中身をちょっと調べてみると、例えば学童保育、ひまわりクラブというのがあるそうですが、これが75の施設があるんだそうです。そして今、指定管理者としては、市の社会福祉協議会がこれを受けて立っている、こうなっている。また老人いきいの家が28施設ありまして、これは各地区の老人クラブ協議会が指定管理者になっているそうあります。したがって、新潟の場合には公募によらない管理者選定が大半であって、公募で決まった施設はまだ数が少ない。こう言っているわけではありますが、そういう流れのなかで、市内の非営利活動、NPOですね。これと株式会社が特定共同企業体を組んで指定管理者になるというような新たなかたちも新潟では出ていると、こう言われています。

これは市長は早い時期にちょっとそんなことを言われた記憶があるんですが、18年の4月、うちも今度は指定管理者制度に切り替えなければならぬと、こういう話をどこかでされたようでありました。そのなかでも例えば建設業でも誰でも民間団体でも名乗り上げればこれに加わるようになるみたいだと、この程度の話は去年のどこかで聞いたような気がするんです。そういうことでこの切り替えをしなければならないわけです。

けれどもただ一方では、新潟市の場合などはこの競争原理に大変な危機感をもっていると、こういうところもあるわけです。例を挙げると、新潟市の例ですと、市の開発公社、これが今までの公の仕事の委託を一番多く受けているようであります。この団体は1960年以前に新潟国体の後で設立されたスポーツ関係全般と水族館、これらの委託を受けているのが市の開発公社だそうありますけれども、これは去年'04年の決算で見ると、市からの委託料が前段に申し上げたそのスポーツ関係とか水族館一括して、市の委託料19億5,000万円が入るんだそうです。そうするとこの開発公社の全体の収入の約7割、これがこの市の委託料で賄えるものだから、そういう意味でこの公社としては、この内容が今度は競争原理が激しくて、ほかにもしこの今受けている施設を取られるようなことが起きたら大変なことになる。こういう危機感をもっているわけです。

それでこれはなぜかという、財政面だけでなく、市の職員が大変多く出向している。だから事務的にも問題が出ると。それで一番の問題は職員のなかでも、プロパーだけでも80人もいるし、臨時・嘱託も入れると数百人いるんだそうあります。これらの職員の雇用問題というのが開発公社の場合には出て来ると。したがってこういう問題が出て来てこれをどうやって、例えば新たに受けて立つ企業や団体がどうやってこれを支えてくれるのかなと、このへんが心配だと、こう言っているようであります。ただしこういう懸念をしながら何か市が今公募をするなかには、開発公社は名乗りをあげていないように言われているわけです。

ちょっと後戻りしますが、この開発公社の場合にはですね、人と金は市任せで済んでいたような気がする。あまり頭を痛めなくても収支が合うと。こういうことなんだろうと思いますけれども、そういうことだが、今後は一人で生きる道を考えなくてはならないか

ら、これは大変なことになるんだと、こういう心配をしているわけです。開発公社の類似の施設もひとつ例に上がっていましたが、これも市から入る金が約8割なんだそうですね、委託料が。そうすると全く人も金も市任せで運営ができる。こういうところが新潟のなかにはいくつかあって、そういう状況だけに今この指定管理者制度が動いていて大変頭を悩ましていると、こういう状況が一方にあるそうです。

それからもうひとつは、これは新潟で一番の目玉の施設の様ですけども、清掃センターの余熱利用のアクアパークですか、これが2000年の7月オープンしたそうであります。今年の5月で入場した数100万人を超えたそうであります。非常にだから有望な企業と言うんですか。そしてこういうのが一番の目玉のように、入る人もそれを一番狙っているようですよ。公募説明会には、市が予想したのは20くらい来るかと思っていたら、37団体が公募の説明会に参加をしたと、こう言われております。

ただ担当課の話によれば、開発公社の場合は、このアクアパークという施設についてのプールや何かがあるのんびりできる場所だそうですが、ここは大人1人、開発公社の場合には1万8,000円で券を売るんですかね。利用のし放題。そういう内容で動いてきたものだから、この会員がもの凄く多くて赤字経営というかたちから抜け出すことができないでいたと。現状は赤字なんです。

しかし今回参加した民間企業のなかでは、いくつかの企業が条例の範囲内で利用料金は見直せる。条例にこういうふう書いてあるんです。したがってこの民間の企業、やる気のある企業と言っちゃあ言い方が悪いかも知れませんが、今みたいにシーズン券1万8,000円を出して、出しっ放しでそれさえ余計売ればいいなんていう発想では、赤字から抜け出せない。私どもが受けて立てば創意工夫のなかで黒字にできると。こう断言している企業、団体が3つ4つあるんだそうであります。

したがってこのへんの問題が、今回の市の指定管理者の採用時にどうかたちになって出るのか。そして特に載っていたのは、新聞にはちらっと載っていましたが、公共事業が先細りをしているというようななかで新潟大手の福田組が、新たに育てていく分野のひとつとして大変期待をしていると。こういう談話が出ていました。またセコム上信越では管理者になることができると、自分の会社の特徴やこれを十分に生かして効率的な運営ができるようになるだろうと、こういう言い方をして張り切っていると。こういうことも載っていたようであります。

したがってそういう流れのなかで事例をちょっと上げさせてもらいましたが、私があまり細かいことを言わなくても市長の頭のなかにはもうびっしり入っているだろうと思いますけれども。基本条例 この指定管理者制度というのは、私が知る範囲では基本条例、まあ包括条例とも言っているようでもありますけれども、基の条例を作って、そして個別の条例を作る。実際の運営の際には個別条例が優先するというようなことが書かれているようでもありますけれども、このへんを私は詳しくはわかりません。

そしてこういう流れのなかで、指定管理者制度を自治体が指定するときが一番大変なのは、

引用するわけですし、ただこれはちょっとこういう言い方もされているわけですが、全部のものを委託する必要はないんですね。その選択というのは市長ができるわけですから、管理者制度に預けようとする部分だけで、あとはこの条例とか何かあまりこだわらないで、直営という格好でみるようでありませうけれども、そういうかたちで運営ができるんだと言われています。けれどもこのなかで手順的に言えば、条例で指定手続き、管理基準、業務の範囲これを定め、自治体としては、議会としては施設名、指定団体名、指定期間について議決をしなければならない。こんなこともこのなかで書かれているわけでありまして、指定管理者は条例の範囲で使用許可、使用料金の徴収も可能です。先ほどの例のなかでも触れましたけれども、企業が受けて、うちがやれば黒字にできるんだというのは、この内容のなかで条例で今、申し上げたようなことが使用料金等はその条例の範囲内で設定していいと、こういうものがあるわけです。

したがって、これはその受ける団体が、受けるについては事業計画書とかあるいは自治体の選定基準により選定をされた後に、これは議会の議決があるんだそうでありませうし、また指定団体と自治体では協定を結んで指定団体は作業、業務報告を毎年提出しなければならないんだというようなことも書かれているようでありませう。

こんなことをいろいろ申し上げましたけれども、私が一番言いたいのは、一番前段の前出しのところでも申し上げましたけれども、この指定管理者制度、これを導入するにあたって、これはどこでも今までやってきたところでは選定委員会ですか、そういうものが作られて、そして事業計画書を基に条例等でも基準を決めながらこの審査を進めるわけです。この際に一番注意しなければならないのは、この単なる価格が安ければというような問題ではなくて、利用者の利便性や個人情報取り扱い、社会貢献活動に対する実績というんですか、こういうような内容を、十分に名乗りをあげてくる管理者を受託しようとする団体や企業には吟味をする必要がある。安かろう悪かろうでは問題にならんというようなことを特にくどく言っているようでありませうから。

それでこういうことに特に市長が・・・私が前段に申し上げたように、先ほどの議員の質問のなかでも職員の労働条件的なことに触れられていましたけれども、市長の考え方は私は十分に承知をしているつもりであります。ですからこういう際にやっぱり指定管理団体。一部では指定管理団体に委託をしたことによって、この委託費ですか、何か切り下げを、従来受けていたところよりも安く受けさせていたというようなかたちも出たんです。そういうのがあったそうでありませうから、特にそういうことのないように。この受けて立つ団体でも労働者を多く抱えていればそれなりの金がかかるわけでありませうから、労働条件や雇用の関係みたいなのはきちっとして。それで特にこの指定管理者になる企業、団体の評価をどうするか。これが一番問題だそうです。この評価の仕方が悪いと、後でちょっと委託をしてみたけれども問題が起きたというような件があっちこっちで出ているようでありませうから。したがって、この業務内容の説明会みたいなのは時間をかけて詳細にわたる説明をするべきと、こういうことを言われていますので、このへんのことを大雑把に申し上げました。

私あまりくどいことを言わなくても指定管理者制度というと市長の頭のなかにそっくり雛形ができていないかと思えますから、あまりくどいことを申し上げて恐縮でした。一言言わせてもらおうと、私も17年になりましたか、この演壇で毎回立たせてもらって発言をしてきましたがこれが最後ですから。そういう意味でも市長からはあまり答弁し難いような質問だったかも知れませんが、そう言わずによろしくお願いします。

市長 指定管理者制度の導入について

片桐議員の質問にお答えいたします。早17年経ったのでしょうか。大変御苦労さまでしたが、気持ちを込めて答弁させていただきます。今、議員おっしゃったように、この指定管理者制度というのはおっしゃったとおりでありまして、現在、これ6月議会でしたか・・・(「3月です」の声あり)3月定例議会に茗荷沢に新設をされた堆肥センター、これをJA魚沼みなみさんに指定管理者制度に則って管理を委託したと言いますか、その制度がありました。これがもうそうたいしたことじゃなかったのか皆さん忘れていてもわかりませんが、これが第一号でありました。結局おっしゃったように、この選定委員会というところで指定管理者になるうとする団体と言いますか、そういうものをきちんとした選考をして、選定をして、これは相応しいという人から加わっていただいて、入札的なことになるわけです。このときは確かJAさんしかなかったのか、もうひとつあったかな。そういうことなかでJAさんが落札したというか、そういうことになったわけです。

これはちょっと昨日だか一昨日の新聞に出ていましたが、糸魚川、新生糸魚川市が旧市町るとき、全くこの説明をしないで今になってぼんと説明をしたということで大変な問題になっていまして、何かその当時説明していれば合併はならなかったなんていう話も出てますけれども、そんなことだったらしいです。それほど面倒な問題かなとは思っていますが、これはおっしゃったように平成15年9月2日、地方自治法の一部改正でこの公の施設の管理に関するこれまでの管理委託制度から指定管理者制度への変更という。18年の9月までということになっております。ですので来年の9月まで。

この公の施設の管理はこれも議員おっしゃっていましたが、市の直営かあるいは指定管理者による管理か、このどちらかになるということでありまして。今、私たちの市では122施設の該当施設がございますけれども、このうち48施設を指定管理者制度の方に移行させていきたいと。ですのであと、大体集落のセンターとかそういうものはもう全く直営と言いますかそういうことでいいわけでしょうし、公募によらない選定、これも検討しているわけでありまして。この集落センター、コミュニティセンター、これらは公募によらない選定。ですので、欠之上の例えば集落センターであれば、もうそれは欠之上の区とか、そういうことでやっていけばいいわけでしょうから。

一応48施設がありますけれども、一番これから問題になってくるのが、市民会館とかディスプレイとかの関係をもっている文化スポーツ振興公社とかそれからあと奥五十沢観光振興管理センター、これもありますししゃくなげ湖畔開発公社のやっている部分とかというのが大きな問題になってきますけれども。これらは今、議員からおっしゃっていただいたよう

に、もう公社ができていてそこに現に職員がいて、ということですので急に来年じゃあすぐ競争原理をそこへすぼんと入れて、もし高ければ皆さん方のところに管理の委託はしませんよなんてことになると、大きな問題が生じますので当面それらについては、公募によらないで管理受託者を指定管理者に選定していこうと。当面ですね。いずれはやはり導入していきますし、いかなければなりませんので、若干クッションを置きながらそういう方向に持っていきたいというふうに考えております。いろいろそういう研究をしながら、来年の4月から指定管理者制度に移行していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

片桐貞夫君 指定管理者制度の導入について

再質問をさせてもらいますが、今、今日の答弁のなかでもありましたが、来年の4月にこの指定管理者制度。全面的と言わなくても現状維持的なものも含めて、ちょっとクッションを置きながらという話でしたからそれは結構ですが、4月にということだと、この年度内にはもう管理者を委託するというのは作業が終わっているということで理解していいんでしょうか。4月からもう動き出すと。だから3月31日までに手続き的なものは全部終わるんだと。そういう理解でよろしいかどうか、これがひとつ。

それから私がいくつかの関係したところもあるんですけども、内容が非常に難しいところというのか、特徴的なところで今までのなか議論してきたなかでは、名前を出すと差障りがあるのかも知れませんが、上の原観光事業団が持っているユースの体育館が来年の3月で確か借金の返済が全部終わって、町に寄付採納されるという予定になっていると思うんです。あこが体育館で冷暖房付いておりほかの体育館と違って、ユースの国際大会誘致のために造られた体育館だったものですから、単なる体育館でなくて非常に観光的要素を多分にもっている施設。こういうことありますから、一部地元の関係者が心配しているのは、これでいきなり出されてぼんと入札なんてかけられて、あれをよその人に持って行かれると動きがとれなくなるぞと。こういう内容もあったりするものですから、そういう特殊な事情というのか特別な条件を持っているようなところについては、そういう配慮は当然してもらえらるうな。こういうことでこの点についてはお聞きをしておきます。

それからもう1点は、私の手元に来ている資料のなかにもあるんですが、進んでいるところは福祉施設は当然ですが、病院まで指定管理者制度で運営しているところが、西日本の方ですが既にできている。こういうことも私の手元の資料に来ていますから、そんなところまでとてもじゃないけれども、うちの市の場合に今考える必要はないんだと思いますけれども、特定なところについてはやっぱりそんな配慮をしてもらって、市長が言った、例えば現在委託をしているところでも特別不都合がないようなところは、そのままちょっとクッションを置いてというような言い方もされていますから、その辺のことは十分に配慮をしていただきたいなと、こう思いますけどどうですか。

市長 指定管理者制度の導入について

今後の流れといたしましては、12月まで今、個別選定と言いますか、その施設に対して

ここという選定をいたしまして、3月の議会に上程をして皆さん方から議決をいただかなければならない、そういう流れになってきます。具体的な部分では、ユースの体育館であります。これはユースホステル協会から市に寄付と言いますか、するということで話についてはあるんですけども、まだちょっと手続き的に済んでおりません。この手続きを完了させて正式に市のものとしてから、またこの指定管理者制度の方に委ねていくということでしょうけれども、当然地元の皆さん方と言いますか、ああいうかたちで利用されている部分もありますので、十分事情は斟酌しながら対応していきたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。

議 長 以上で41番、片桐貞夫君の質問を終わります。

議 長 休憩をします。3時再開します。

(午後2時30分)

議 長 休憩を閉じて会議を再開します。

(午後3時00分)

議 長 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

質問順位17番、議席番号8番・南雲淳一郎君の質問を許します。

南雲淳一郎君 障害者自立支援法(案)制定について

それでは通告にしたがいまして、障害者自立支援法の制定について市長の基本的なこれについての見解を伺うものであります。障害者福祉サービスの仕組みを大きく変える障害者自立支援法が衆議院で可決されたものの、参議院においては郵政民営化法案の審議の影響を受けまして、廃案となりました。総選挙後の臨時国会に再上程する動きがあり、関係者は大変心配をしているところであります。私は今年5月、社会厚生員会において担当課長より説明を受けました。そしてその後、近所の施設入居者家族からこのことについて数回相談を受けたところであります。障害者や家族に大きな経済的負担を求めるものであることから大変関心のある問題であり、また今後の市の福祉政策に大きく影響を及ぼすものと考え、以下の質問をいたします。

法案は身体、知的、精神の障害者種別に分かれていたサービスを統合し、サービス量に応じて1割負担とする内容であります。問題となっているのはこの1割負担、言い換えますと、定率負担であります。障害者の支援ではサービスを選んで受けられる支援費制度が2003年に設けられました。費用は収入に応じた応能負担で使い勝手が大変良く、在宅サービスの需要が急増しました。しかし国は補助金の大幅な不足から早々と制度改正に乗り出しました。新制度の負担は収入に係わらず受けたサービスの量で金額が決まる応益負担であります。これまでの支援費制度では1人平均の利用月額額は約1,000円に満たない金額でしたが、新しい制度の下では数倍に膨らむとの試算があります。ほとんどの障害者は、月額数万円の障害者基礎年金に収入の大幅な部分を頼っております。負担増による影響は大変大きいものとなります。

一般論としてではありますけれども、障害が重くなればなるほど収入は少なくなります。

反対に重度の障害者ほどサービスの利用量は多くなり、当然ながら自己負担も重くなります。このように考えますと、福祉の理念からして応益負担が馴染まないものと私は考えます。国会においてはこの点について、それぞれの立場で厳しく賛否が分かれています。その議論は議論として、私は思想、信条を超えて一人の人間として障害者の立場に立つものであります。障害者が生存のために最低限必要な介護、例えば食事、入浴、さらには排泄等の支援を受けることが応益でありましょうか。もちろん法案には負担の上限設定や生活保護受給者は無料等の緩和策も盛り込まれておりますが、私は基本を間違っただけではないと思っております。見解をお伺いするものであります。

市長 障害者自立支援法(案)制定について

南雲議員の質問にお答えいたします。これは廃案に一応なっておりますけれども、この選挙後の結果によっては、また当然提出をされるということであろうと思っておりますけれども。この経過につきましてちょっとお話を申し上げますが、参議院でこの審議未了で廃案と、これは当然そういうことですが、尾辻厚生労働大臣が8月10日の記者会見で、次の臨時国会で同案を早急に成立させていただくべく、という発言をしております。そのなかで利用者負担はほかの制度との整合性から建前として1割負担を言わざるを得ないが、1割負担が厳しい障害者も非常に多いので、実質のところでは既に配慮しているという内容の発言をしている。これが何を指すのかまだ詳らかではありませんけれども、それ相応の今、議員がおっしゃったような部分への配慮があるものというふうに私たちは希望的観測でもってるわけでありまして。

これはやはり今、例えばこの法案が成立したといたしましても持続可能な制度とするための応益負担、これは応益負担そのものが全て悪だということではないわけでありまして。やっぱり応益負担は応益負担なりの、何て言いますか、部分が、これは議員もご同意いただけると思うんですけど、全て応益負担でまずいということじゃないと思うんです。これは負担能力に応じたきめ細かな配慮がされたうえでの応益負担という部分は、やはりあって然るべきかなという部分はございます。

私たちの市では選挙結果に影響されるということもありまして、どうなるかわかりませんが、市としまして法案が成立した後にその趣旨に沿った施策の検討と実施が必要と、これは当然そういうことではあります。法律ができるわけですので。この10月1日からの新生南魚沼市のなかには障害者福祉を重点的に所掌する障害福祉係を設置して、そういう面についても重点的に対応していこうという機構改革を行う予定でございます。

今後でございますが、今、例えばこの法案が可決されますと、これに基づいて各自治体に障害者福祉計画 これは仮称であります。の策定が求められてくるだろうと。そして今の状況から見ますと、18年度中に計画を策定して19年から実施計画、計画実施ということになるんだろうと思っております。

いずれにいたしましても、この法案の趣旨、それと現実、これにギャップが生じるようでは困るわけでありまして、障害者福祉の充実にきちんと努めながら法案の趣旨も生かせる

ような、そういう総合的な見地から対応していかなければならないというふうに思っておりまして、まだ具体的な部分でこうだあだということをお答えできないで申し訳ございません。

ただひとつ心配されることは、介護保険法が改正になりました。これは食事、あるいは居住部分について利用者から一定の負担を求めるということで、利用者に対して非常に、何て言いますか、負担のかかる制度ではないかというふうに言われておりましたが、全くそうではありませんで、収入の多い人はちょっと負担が出ますけれども、そうでない方を２段階に分けてやるという部分です。ところが利用者はそれでなんとか今まで以下くらいの利用負担で済むわけですけれども、施設者が非常に大きな影響を受けまして、今の試算ですと八色園で年間6,000万円を超える収入減になると。これが本当にそうなりますと、八色園は赤字です。ですので赤字を出してそのままにしてはおけませんので、今度は構成団体でそれを補填しなければならないということ。

もしかしてですね、その障害者の皆さんにはある程度配慮してあるかも知れませんが、その部分を現場の市町村でその負担をしるというようなことになってくると、これはまた大変なことだなという危惧はしております。ただちょっと内容がごく詳らかではありませんので、わかりませんが。そんな危惧は若干しておりますけれども、いずれにいたしましても、利用者の皆さん方がこの制度の改正によって利用できなくなったとかですね、生きていく上での基本的な部分が受けられなくなったなんてことだけはしないと、これは市の責任という部分もあります。それだけは確保していくということだけは申し上げて答弁にかえさせていただきます。

南雲淳一郎君 障害者自立支援法（案）制定について

丁寧な答弁をいただきました。この法案はいろいろ問題があると言われておりますけれども、私は今回は応益か応能かと、この部分に絞って質問したところであります。今ほどその基本的な認識は、市長のお考えはきめ細やかな対応のなかで応益負担はやっぱり認めなければならないというようなお話がございました。それは見解として私はお聞きするところであります。これは今現在は廃案というわけでございますので、これから成案しまして、そうしますれば具体的な数字が入ってくると思っておりますので、それらを踏まえてまた今日の基本的な認識を伺いまして、また質問をさせていただきます。ただぜひひとつ質問ができるように努力いたしますので、答弁はいりませんので、質問を終わります。

議長 以上で8番、南雲淳一郎君の質問を終わります。

次に質問順位18番、議席番号12番・上村 守君の質問を許します。

上村 守君 議長から発言を許されましたので、通告にしたがって一般質問を行います。私は身近な問題について2点ほど打ったのが叩けば腫れるような答えを期待して質問を行いたいと思います。

1 災害時に対応する自家発電機装置を各集落に配置ができないか

まず1点目は災害時に対応する自家発電機と言いますか、装置を各集落、集落センター等

に配備、配置ができないかということであります。昨年の中越大地震の教訓と反省をする私の集落の役員会がございましたので、私はそこに出席をしました。その席上、停電で灯りが無い。あるいは暖房機が使えない。火が使えないということでした。今、我々が都合よく使っているファンヒーター、あの日は寒い日でしたからね。ところがやっぱり電気がないと暖房がとれないんです。したがって私はうちにあった昔のサロンヒーターを持ち出しましてお湯を沸かし、子供がちょうど晩飯時でしたがご飯食べていない子もいたので、家の中ガラスだらけでしたけども入ってカップヌードルを持ってきてそれを食べさせました。あとは母ちゃん諸が寒いのと同時に非常に不安でしたので、隣の方に頼んでお茶を出して皆に飲ませたんです。そしたら非常に安心をしたというようなことがありました。

したがって、ああいう緊急事態が起きると、明るいことだとか、あるいは寒さだとか、腹が減ったことだとかというものがあって、非常に不安や恐怖、混乱が生まれる、あるいはパニックが起きるんだなということを実感しました。この議会中にも遠山議員からその辺の指摘はこういうことだぞという分析をしていただきましたので、ああそういうこともあるのかなというふうに思いましたが、私も実感をした1人であります。3月議会はこのことに対する質問が多くて、7人だったかから一般質問があったと思うんです。このなかでは行政としての対応、防災無線を入れる、あるいはFMのエリアを広げるとか、衛星電話を入れる、ここにも書いてある発電機も市役所ですぐ装備するとか、毛布を500枚だったか備蓄をするとか、食料も備蓄するとかという、一定の市としてのその対応については、市長から見解をいただいたんです。

ところがああいう事態になると、全部行政におんぶにだっこしてくださいと言っても駄目なんです。やっぱり防災の基本組織というのは個人であり、あるいは一番身近な行政区だと思うんです。そういうところがまずやっぱりきちんとした対応ができていないかというような議論も、この反省会のなかでさせてもらいました。そのなかで出たのが、私の集落はすぐ前が大和病院なんです。いろいろ議論があったんですけども、あそこには発電機がありまして、当日は病院だけが煌々と電気が点いていたんです。私の周りに来た近所の皆さんと、同時に合わせて俺はおっかないから俺のところも年寄りひとり暮らしの人が結構いるので、とにかく明るいところへ行きたいということで病院に行った人もかなりいるんです。頼りになるのはやっぱり明るいところなのかなあというようなことがその場でも言われました。

したがって私は自治防災組織の最小単位の区という、その集落センターなりに発電機なりがあれば灯りも取れる。そのときは私は車の中で寝ましたので、カーラジオが点いていたから情報が入って来たわけですが、情報がないということも不安なんですよ。電気があるとテレビが見られる、あるいはラジオなり聞ける、ラジオは電池でできるわけですが。そういうものと接続をすることによって、一種の安堵感と言いますか安心感が生まれる。

当日の私の実感としては、俺のところがあのからいの地震だったんで、俺のところは本当の震源地かなと思った。ところがラジオを聞いていたら小千谷の方だとか川口の方だとか、

川口はあの頃は見えなかったけど、小千谷の方だと。もっと酷いことになっているというようなことはその場でわかったんですね。だから情報の不足ということも不安のひとつになるわけですから、さっき言ったあらゆる明るさ、暖房、あるいは情報をとるためにも私は集落に対して自家発電機、市役所にあるだけではなくて。今、私は広域議員でこの間、こういうものが大変安くなったという情報も聞かせていただきました。

したがって全部市で買って与えるということではなくて、各集落でもそれなりに金は持っているだろうからある意味政策誘導的に、そういうものを市として災害対応時の必要ななか、加えていただければありがたい。一定の政策誘導ですから、補助制度なんかもあった方がいいのではないかというふうに思っています。広域議会のなかでは既に大崎の諸はそうしたということも聞いております。まだ各集落ではそんな議論がされていなければ、市としてひとつ誘導策を打ってみたらどうかと、こう思っております。

2 浦佐駅東街路樹を「ハナミズキ」に植え替えできないか

次に2点目であります。浦佐の駅東の街路樹を、ハナミズキに植え替えてみたらどうですかということを書いておきました。浦佐の駅東地区には区画整理事業のなかで、あの通り、役場通りですけれども、ずっと植わっている木は西洋桐というんです。非常に色が濃くて葉っぱがでかくて、私はあまりあの木はいい木だというふうには思っていないんですが、原爆が落ちたときに、広島で唯一残ったのがあの西洋桐だそうで、そういう歴史から見るといい木なんだそうですけれども、景観的には非常にやっぱり厳しい木だなとこう思っています。

ずっと私もあの前を通りながら木の成長を見ているんですが、非常に成長が早いですね、あの木は。毎年枝打ちをしたり剪定をしたりして、あれもかなり費用がかかっているし、業者の皆さんも難儀しているのではないかなと思っています。あわせて6月の中旬から7月の始め頃ですか、あれに花が咲くんです。ヒヨーンと長いやつに黄色い花がいっぱい咲くんですけれども、それが下に落ちると真茶色、黄色と茶色が混ざったようなかなりひどい色の花が落ちます。これを、あの通りの皆さんは毎朝出て掃除をするわけですが、これはまあ大変です。さっき言ったように、葉っぱがでかい葉っぱなんですよ。色はこれよりちょっと濃いくらいの色ですけども、これが今度は葉っぱが落ちる11月の半ば過ぎ頃ですか、みぞれの降る頃、あれが落ちるんです。そうすると歩道面にべったりくっついてなかなか上手く剥げないですよ。ホテルオカベさんとか、県信さんとか、あそこにお勤めの皆さんは朝出勤と同時に清掃にあたるわけですが、簡単にはそう処分ができないということで、大変難儀をされています。

私はできれば、魚の川の改修に伴って多聞橋の架け替えがあったんですが、あの両岸にはハナミズキという木が植わっております。春先には桜の後ですけども綺麗な花が咲きますし、葉っぱ自体もそんなではないし、枝ぶりもそんなにたまげたほど手がかからないかなと思っていますので、これに統一をして植え替えてもらえないかなと、こう思っておるんです。なぜハナミズキかということですが、多聞橋の架け替えときに、橋の色だとか橋の照明だとか、どういうものかいいですかということでアンケートをとらせてもらって、そのときにこの八

ナミズキという木を植えることにしたんです。したがって今、あの公園通りを除きますと国際情報高校のあの通り、あれもハナミズキが植わっているので、市としてあれに統一をして植えてもらったら。何か今の西洋桐だと花を見ても気持ちも華やぎませんし、後の手入れのことを考えると、あの木だけで憂鬱になるような状況ですからハナミズキでも見れば気持ちも晴れるし、ということでそんな対応をとってもらえないかということなので質問をさせてもらいました。以上でございます。

市長 上村議員の質問にお答えいたします。

1 災害時に対応する自家発電機装置を各集落に配置ができないか

この災害時に対応する自家発電装置を各集落に配置をできないかということでもあります。この災害時の停電、これは確かに不安、恐怖、混乱、これらは去年の地震の際に身を持って体験しておりまして、そういうことからご承知のように大和庁舎と本庁舎に無停電設備工事を早速おこなったところでもあります。市の防災体制といたしまして災害時に各拠点施設、三用はうるおいの里、赤石が東地域開発センター、大崎は農業会館、藪神はまほろば、城内・大巻・五十沢は開発センター。これらには方面隊を置きまして、情報収集伝達の拠点としていますので、まずこれらの施設について防災無線は配備をいたしますけれども、順次、自家発電機も市としてここには備えていきたいと。議員ご提案の各集落ということでもあります、塩沢も含めると確か234くらいになると。今が162で塩沢が72だか4だったかと思えますので、230を超える。これに政策誘導的に補助金でというようなことではありますが、これはまだちょっと検討課題ということでご理解いただきたいと思います。

発電機。ひとつ疑問は、発電機はほとんど使わないわけでありまして、消防車と同じだかもわかりませんが、いざというとき使えないようではこれは一番困るわけでありまして。例えば配備したときに集落の皆さん方が、これを1ヶ月に1辺なりずつ、きちんと点検をして、本当にいつでも何時でも始動できるようなかたちにしておいていただけるかどうかというのもひとつの心配があります。ひとつ、実は私の集落で電気屋さんがありまして、この方は中越震災のときには自分の車のエンジンをかけて、シガーライターのところから電源をとって、あれ確かどこかで電圧交換して家の電気を全部点けているんです。ですからそういう方法も 確かここに電気屋さんがいましたらあれですが あると思うんです。ですからそういうことであればもう変圧器といいますが、それひとつとあとはケーブルを置いておけばそれで済むということ。車はどなたかがそこへ持って行ってもらえばいい。そうすると絶対そのエンジンがかからないとかですね、そういうことはあり得ないわけですので、いろいろの方法を探ってみながら効果的な方法を考えて、やっぱりそれはある意味で必要だと思っています。必要だと思っていますのでちょっと方法を考えさせていただいたりしながら、ただ数が非常に多いですので、一度に全部ということにはならないと思います。方法からまず検討に入らせていただきたいと思いますということで、答弁にかえさせていただきます。

2 浦佐駅東街路樹を「ハナミズキ」に植え替えできないか

この街路樹の植樹と言いますか変更。青桐からハナミズキに変更ということでもありますけ

れども、この現状は今、おっしゃったとおりであります。昭和55年頃に植栽されたということでもあります。南北約1キロの市道両側に148ヶ所の植栽樹があるようでありまして、現在はその西洋桐と言いますか、青桐が130本、ハナミズキが9本、ケヤキ3本、立ち枯れによって無植栽になっています樹が6個という現状であります。市では街路樹の成長に合わせて枝を整えたり剪定をしたり、除草、清掃等は行ってきておりました。補助事業によって実施された区画整理、これについては街路樹に東西方向に銀杏、それから南北方向には西洋桐というか青桐、これが選定されて現在に至っているということです。これが、これが選定された理由は、原爆は別にいたしましても、やっぱり排気ガスに強いということと、それから根腐れ等に非常に強いということが選定理由であったように伺っております。

さて、これを樹種変更するということになりますと、25年も経っておりますので、街路樹の根張りも非常に広範になっていると思われまます。植え替えには植樹樹を一回全部撤去をして、樹の外側まで掘削する必要があると。植え替えの費用、大体全線で3,000万円以上はかかるだろうというふうに想定をされます。この管理方法につきましても、これはやはり街路樹は都市空間と言いますか、そういうなかで必要な部分だと思っておりますので、これが不必要ということにはならないわけですけれども。選定の経過もあります。当時の選定の経過。その排気ガスに強いという部分、あるいは根腐れに強いというそういう部分もあって選定した経過は、これは大和時代にあったわけですから、それをまた全く無視をして全部伐採してしまうとか、根こそぎ片付けてしまうというようなことはちょっと今では早急には考えられないと。それから費用も大変かかりますので、この今現状の樹種を維持しながら適切な管理に努めていくという方向をまず模索してみたいと思っております。ただ、立ち枯れ等によって街路樹の空白樹が連続するような状況、これは一部管理、樹種の変更を一回は行っているわけです。ハナミズキにですね。です。ですのでそういう計画的な植え替えでいずれやっていくかと。

ここにきまして、実は皆さんもご承知のとおり新南魚沼市の市の花と木を選定しようということで募集が終わりました。49件と47件でしょうかね、応募があったようでありまして、これを9月うちに議会の皆さん方の代表も含めた選考委員会を設けて、10月5日の新市の記念式典に発表したいと思っております。その花と木がやっぱり決まったら、市としてある程度やっている部分については、その市の木という部分を前面に押し出していきたく思いますので、必ずしもハナミズキということではあり得ないかと思っております。ただ、やっぱり条件的なものがありまして、これは街路樹には全然使えないような木ということになるかもわかりません。何になるかちょっとわかりませんので、相当広範な樹種、あるいは花の種類があがっておりますのでどうなるかわかりません。そういうこともちょっと様子を見ながらですけれども、大変ご苦労をかけているようでありますけれども、今すぐにこれを全て植え替えということには至らないというふうにご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

上村 守君 1 災害時に対応する自家発電機装置を各集落に配置ができないか

一番の問題は、今の状況を市長が十分理解されているようですので、答弁自体はそれでいいんですけども、私はやっぱり地域コミュニティと言うかこれの基本はやっぱり防災だから、そこを防災組織の最小単位のところまで含めて、市が何もかもやるのではなくて、防災組織の育成を含めて、機材含めていろいろな意味で指導的なね。どうも我々の議論になると、市、まずこれをやりなさい。それから次は県だよ、次は国だよという、こういう議論ですけども、もうひとつの組織もあるわけだから、そういうところもやっぱり指導性を発揮してもらおうということは大事なんじゃないかなと思います。

もう1点は、地域振興宝くじがありますよね。今、子供の神輿だとか、お祭りの幟だとか、ああいうものに活用をして、あれも地域コミュニティの形成作りに役立てているとは思いますが、私にはああいうものこそこういう防災の備品を整えとか、体制を整えとか、こういうものに使えないんだらうかなといつも思っているんですけども。あれは神輿や祭りじゃないと駄目なんですかね。もっと地域のコミュニティを造成するようなそういうものに活用できないのかどうなのか、もし答えられたらひとつお願いをしたいなと思っております。

2 浦佐駅東街路樹を「ハナミズキ」に植え替えできないか

ハナミズキの件ですが、この議会でもいろいろ議論があるように大和地域には基幹病院ができる。私も大和は学園の都市でもありまして、これが駅の東側に集中をしているわけです。そうしたときに私は今の西洋桐がどうもイメージ的に暗いという、さっき言ったように花が、華のない木なんだな、言わせてもらおう。だから私はこういう震災があったり豪雪になったり、沈んでいるときにどうもあの木ではイメージ的に暗い。屋レクの公園があったり、これから新しい街を造っていくときに、歴史もある これ55年頃に植えられたと、私も経過は知っていますし、あの木が安かったということも事実なんです。安かったのであれを入れたというのも事実なんです。思い切ってこういう基幹病院だとかいろんな、街のイメージが変わるときに、英断をもって変えたらどうなのかなと思うんです。3,000万円はもったいない話ですけども、さっき市長が言われるように計画的にやっていけばそんなに単年度で金がかかる問題でもないような気がしますから。私は一度に替えるとは言いませんが、計画的に少しイメージを変えていくということで、少なくとも情報高校の通りにずっと植えられているんです。だから今、困っておられる駅通りと役場通りのあの交差点あたりから、あそこに居住等困っておられる方が集中しているわけだから、そこだけでもできるだけ早く、植え替えをしてもらえないかなとこう思っているんです。もう一度その見解を聞かせて下さい。

市長 1 災害時に対応する自家発電機装置を各集落に配置ができないか

自家発電装置という件についてのそのコミュニティの造成とかそういう部分にはよく承知をしておりますし、同感であります。宝くじ助成と言いますか、これは今まで神輿とかそういうことにずっと使用してきたわけですが、例えばそれに該当するというのであれば、それで始まってもいいわけですけども、さっき申し上げましたように230以上もある行政区全てに例えば渡るとした場合、相当長い年月。例えば宝くじという場合はですね。いろ

いろいろの可能性は全て検討して、先ほど言いました、どうしても発電機でなくていいわけですからね、そういう部分がきちんとやれば、ですからいろいろの方法、それらを検討して、極力やっぱりそういう方向にもっていきたいということです。ご理解いただきたいと思います。

2 浦佐駅東街路樹を「ハナミズキ」に植え替えできないか

この桐の話であります、確かに基幹病院も来る、あれだこれだということですが、基幹病院は別にいたしまして、大和町時代に学園都市だとか、福祉・健康・保健の町だとかと、それは当然想定していた時代ですよ。それでなおかつ、安いからなのか何なのかわかりませんが、桐を選んであって、私がどうもここへきて急に、それはどうもイメージが暗いからみんな替えようという話をしているかどうだかなんて、これは冗談であります。そうそうやっぱり植えたというか、選定した当時の状況ももうちょっとよく確認をさせていただきたいと思っております。今、確認できていることは、さっき言いました根腐れに強いとか、それから排ガス。やっぱり排ガスに強いという部分を相当重視したんじゃないかと思うんですよ。本当のところは、その辺がごく詳らかではありません。そんなことが浮かんでまいりますけれど。

非常にイメージが例えば本当に悪くて、これはちょっと都市景観としてまずいという状況が本当に出ているとすれば、それを植え替えていくことに全く吝かではありません。ただ今、計画的にじゃあ何年度にやるとか、一度に3,000万円かけてやってみようとかということは、とても答弁は差し控えますけれども、やはり先人の残した部分のなぜにという部分もあるわけですから、このへんをよく調査をさせていただこうという思いであります。全然する気がないとかそういうことではございません。そんなところでご理解をいただきたいと思っております。

上村 守君 2 浦佐駅東街路樹を「ハナミズキ」に植えできないか

それこそ市長のあれはわかったけども、困っている県信用の皆さんだとか、オカベの皆さんにちょっと市長、実情を聞いてみて下さい。それからもう1点は、あの西洋桐。あの植栽スペースのなかでかなりもうウエートを占めてきているので、あれをずっとこのままほって構わないで植え続けることは不可能だと私は思っているんです。だからその時期が来たら、やってもらえばいいとは思いますが、実情を丸久さんだとか商売されている方に少し市長、聞いてみて下さい。それを知った上で、答えは了解をしますが、少し内情についてよく調査をしていただきたいと、こう思います。終わります。

議長 以上で12番、上村守君の質問を終わります。

次に質問順位19番、議席番号24番・関 忠良君の質問を許します。

関 忠良君 新たな「食料・農業・農村基本計画」と市との農業施策について

大変お疲れのところでございますけれども、順番が来ましたので、通告にしたがって質問をさせていただきます。私の今回の質問は、今、国で進められている新たな「食料・農業・農村基本計画」この問題とこの市の対応について伺います。私は改めてこの内容を調査するなかで、この中山間地である南魚沼市の農業には決定的なダメージにあた

る政策だというふうに深刻に受け止めて質問をするわけであります。ご承知のように今から13年前になりますけれども、細川内閣の誕生によって米の部分自由化の受け入れが表明されて、そして94年にはWTO協定が批准され、食糧法が廃止されて、そして新食糧法の下である当時、作る自由、売る自由、生産者の自主性が尊重される制度だという大前提の下に施行されたわけであります。けれどもこの10数年間の推移というのはどうなったか。このことを振り返ってみる必要があると私は考えております。

まず、米の部分輸入自由化によって、輸入量は当時、お菓子等に必要な加工米として7万トンは輸入されていましたが、それが一挙に77万トン、11倍に増えておりますし、その滞貨、まだ余っているその輸入のお米が170万トンも積み上げられているという現実があります。さらに作る自由といいながら減反は拡大の一途をたどり、70万トンから106万トンに今、拡大しております。生野菜は26万トンから102万トン、約4倍に上っています。

そして全国自主流通米の平均価格というのは、当時は2万1,990円でしたが、それが1万5,711円と6,300円もこの十数年間で下がっているというのが現実であります。農協みなみのお話でも、今年のコシヒカリの概算払いは2万円だそうです。去年は2万3,500円でしたが、これも上乘せはほとんどできないだろうと。まさに魚沼コシヒカリと言えども、2万円を切る時代に今、差しかかっているんじゃないかという状況であります。

さらにここに9月5日付けの新潟日報がありますけれども、この10年間で耕作放棄地が34万ヘクタールに広がっていると。これは全耕地の7パーセントだということであります。まさにこの10年前から本当に始まった新しい自由化政策のなかで、大きな減反をしながら米価の市場化、そして集荷や保管、生産調整まで国はその責任から、関与から撤退するという方向で動いているわけであります。そこで私は、この状況を市長はどのように受け止めているか、まず最初に所見を伺うものであります。

2番目の問題は、この新たな米政策の中身であります。特に昨年16年から始まったこの計画は、南魚沼市の建設計画 昨日の論議でも総合計画まだ実案されていないということですが、いずれにしても財政政策を含めて、ハード、ソフトも含めて、この10年間の新市建設計画のその時期と全く重なるわけであります。

この中身を具体的に言いますと、やはりさらに関税を引き下げて輸入を拡大すると。そしてその市場化の邪魔になる、いわゆる今の経営安定対策、価格補填対策、あるいは補償制度を一切全廃すると。その代わりとして、ある一定規模の基準を超えた担い手とか、生産者には不足払い、所得補償として、直接的な払いを実施すると。これを品目横断的政策というんでしょうか、私には訳のわからない言葉ですが、こういうかたちがこの平成19年から実施されるというふうに予定されているわけであります。

農協だより8月号、「みなみの新風」ですか、では全国でこの対象者は3パーセントだと言われております。面積にして6パーセント。90数パーセントの農家は国の国策の恩恵を受けられないという事態が生まれてくるわけであります。本当に263万トンの農家をこの1

0年間で40万トンにしたいと。まさに小農家切捨ての計画を、この政策の面で差別しながら実行していこうというのが新たな米政策の中身なのであります。

私はこういうことが実施になれば、集落のまとまりだとか同じ農家でも例えば立場が違って来るわけですから、その話し合いが成立しない。農協だって全農家に平等の政策はとれないと。こういうことでこの生産現場というものが非常に困難になってくる、混乱が出て来るというふうに考えるわけであります。市長はこの点についてどのように捉えておられるのか、お伺いするものであります。

さて、3番目の問題は、これも先般の「みなみの新風」に掲載されましたけれども、この市内の農家3,500戸の農家の将来像についてアンケート調査を農協で行っていただきまして、その結果が示されたのはご存知のとおりであります。私は平成元年に改めて大和町で調査したのと比べてみましても、基本的にはこの大和農家の意向というのは変わっていないというふうに見ております。それでその中身を見ますと、今までの現状を維持したいというのが60パーセントで過半数を占めております。そして縮小、辞めたい、その他わからない、不明な部分が31パーセントで、拡大というふうに考えている人は9パーセントであります。さらに将来はどういうふうに考えるかということになると、自己完結が19パーセント、大農家に任せるとというのが19パーセント、そして集落営農を望むというのが45パーセントになっています。これは平成元年の調査と比較しますと、現状維持が53パーセントで、兼業農家でやりたいというのが42パーセントでした。やはりこの結果を見まして私が農家の意志を自分なりに解釈をしますと、何とか大勢の方々は兼業のなかでも、営農を続けていきたいと。しかし先が見えないのが不安だと。自分ができなくなったとき、子供がこれを引き継ぐかどうかもわからないという不安の姿が示されているんじゃないかというふうに思います。

農業従事者は10数年前の調査でも大和町は63.3パーセントが50歳か60歳でした。これが10数年経っていますから、今、主流は兼業家族農家は70歳代に入っているというふうに考えます。ということはもう10年経つとその答えはどうなるか、推して知るべしであります。まさにこういう事態が、この魚沼市の農業のなかに進行している、ということが言われるわけであります。

私は4番目の問題として、この農業の果たしている役割というものは、ただ単に食糧生産だけでなく、人間が本当にその地域に安心して住める、自然環境そのものを保全する役割を果たしているというふうに考えているわけであります。しかし長く続いたこの減反政策のなかで、先ほども全国で34万ヘクタールと言われましたが、我が市内では実態はどうなっているのか。それから減反農家で保全管理などいいましても、実際には放置している事実上の耕作放棄地を含めて、その面積がわかったら示していただきたいと思うわけであります。

最後、5番目の問題でございますけども、結論として、私はこの27年を目指した新しい米食糧政策、農業政策というものが、この南魚沼市にとってみれば、発展どころか益々やはり困難になっていくんじゃないかというふうに非常に危惧いたします。そこで私はこの現状

を踏まえたなかで、新市の総合計画のなかで産業政策としての農業の位置づけをどのように捉えているのか。そしてそのなかで今、国県に対して、市として何を要望するのか伺うものであります。

特に切り捨てられる9割以上の農家はじゃあどうするのか。例えば関税がゼロになると、大体1俵4,000円だそうです。こうした自由競争のなかで、大規模経営ではたして本当に専業農家、あるいはその法人的な生産組織が太刀打ち、発展するのか。私は非常に疑問に思うところがございます、何としましてもこの中山間地としての魚沼農業を守る、市の農業の発展のためには、家族農業と兼業農家、専業農家、生産組織、全てを平等にやっぱり応援する暖かい市の対策が、今ほど求められているときはないというふうに考えております。そういうことで、国策上の問題ですので市のできることは、ある面では限られているかも知れませんが、市長としての所見をここであらためて求めて、1回目の質問を終わります。

市長 新たな「食料・農業・農村基本計画」と市との農業施策について

閣議員の質問にお答えいたします。具体的に項目を切っておりますので、その項目ごとにお答えをさせていただきます。この10年間の農政の推移についての所見であります。この農政の基本政策は、昭和36年に制定された農業基本法によって自立経営農家の育成、農業生産の選択的拡大と生産性の向上、農業所得の増大、そういうことを目指しながら、いつの日からかは「猫の目農政」と言われるように、各種政策が実施をされてきましたけれども、国際化、自由化の進展によりまして、それら農畜産物の輸入量の増大、それと今度は米消費量の減少、これが拍車をかけまして、その上にまた生産調整という部分が私どもには押しかかってきたわけでありまして、農業という部門は非常に縮小の一途をたどってきたということでありまして、農家戸数や農業就業者の減少、これは目を覆うばかりということでありまして、食糧自給は7年連続して下がるという、こういう現状であります。

いろいろありますけれどもこの農業政策が、今のここで考えますと全部とは言いませんけれども、実効性がなかったなという感じは非常にしております。実態を踏まえない机上論と申しますか、そういう部分が非常にまかり通ったのかなと。いわゆる国の、名をあげれば農水省でありますけれども、それに対してまた政治もなかなか有効な手立てを打てなかった。そういうことだと思っております。

2番目の米政策の基準を満たす農家と生産組織の現状は。それから目標達成できるかと。国の補助政策をやめると農家組合、農業経営各集落のまとめりや生産現場に大混乱が生じると考えるがどうだということでありまして。ご承知のように新たな米政策改革によりまして、現在実施されている認定農業者を対象とする「担い手経営安定対策」の加入要件は、4ヘクタール以上の経営規模がないと加入することができないということでありまして、当市では70名の認定農業者が加入しております。農業法人については要件が満たされると言いますが、そういうことがありませんので加入者はおりません。

平成19年から実施をされるこの担い手を対象とする「品目横断的な経営安定対策」。これについてはさらに面積要件のハードルが高くなりまして、現状では市で対象となる農家は数

名であります。国の意向、これはハードルが高くなる。個人では今の4ヘクタールが10ヘクタール、法人では20ヘクタールが40ヘクタールということ国が意向として示しております。この考えどおりに実施された場合には、大多数の農家は価格の下落等に個々に対応することとなりまして、経営状況は当然悪化するわけでありまして、離農や集落活動に対しての影響は当然生じてくるというふうに考えております。私どもは今、国に対しまして中山間地の農業・農村を維持・発展するために面積要件の緩和、それから集落営農組織も当然認めてもらわなければだめだということに関係機関と一体になって要望をし、取組んでいるところであります。

幸い、あれは何て言う名称でしたか、北陸農政局で毎年2回くらい実施をしております地域の農業政策を検討する会議みたいなものがあるわけですが、新潟県でこの南魚沼市の首長が、消費的な部分でなくて、生産的な部分のなかでの自治体の長として選ばれておりまして、直接農政局の皆さん方とこういうお話もできる立場にありますので、そういう立場も生かしながら、この私たちの地域の農業をきちんと守っていくような方向を要望し、またそれを実現していくように努力していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

J Aのアンケート結果をどう市政に反映させるのかということではありますが、関議員さんからおっしゃっていただいたように、維持したいが60パーセント、縮小・やめるが17パーセント。こういう高い比率になっておりまして、後継者不足や高齢化による農家個々の意向が非常に明確化してまいりました。将来的には集落営農組織の必要性をやっぱり考えているし、皆さんがそう実感としてそう思っているということが、ある程度実態として示されたことだと思っております。

また反面農業を拡大したいという農家は9パーセントであります。この東地区では15パーセントと非常に高い比率になっているようでもあります。大和の東地区です。こういう調査結果を踏まえて、後継者づくり、あるいは新規就農者の確保対策、これらに関係機関と一体となって推進して実施しなければならないと思っております。目指すところは市の農業がやはり衰退と言いますか、そういう一途をたどらないにはどうすればいいかということを中心に考えていかなければならないわけですが、19年から実施されるこの経営安定対策ですかこの部分も見極めながら、いつも申し上げておりますけれども私たちの市の基幹産業は農業ですので、これをきちんと踏まえながら基幹産業として、あるべき姿をやっぱり打ち出していかなければならないというふうに考えております。

減反政策によつての保全管理を含めた農地の耕作放棄地の面積であります。市内の平場であります。不在地主所有地1,218平米、これが耕作放棄地となっております。生産調整や高齢化等によりまして山間地で未耕作地が増加をしております。生産調整の集計、このなかでは約50ヘクタール程度と。平場で実際に耕作ができるけれども、今回は例えば生産調整のところに出して休もうという部分もありますし、実質的にもう山間地で耕作放棄はしていませんけれども、ほぼそれに近い状態のものが相当数あるというふうにご理解いただ

きたいと思います。

新たな米政策に対して、市の建設計画のなかで、現状を踏まえた農業施策と国県に対する対応ということであります。この市のまちづくり計画、このなかでは昨日でしたか種村議員が触れたと思いますけれども、みんなコシヒカリばかりだという話がありましたが、基幹産業でありますコシヒカリを中心とした農業の振興を図っていこうと。それから持続性の高い農業経営を構築するために、この基盤整備、あるいは農地の利用集積・組織化・効率的で環境にやさしい複合営農の推進等を掲げて取り組んでいるのが現状であります。今、触れましたように、平成19年からのこの農業者が主体的に取り組む生産調整や、担い手を対象とする助成制度、これらの実施が予定されております。市の財政状況は、それは厳しい状況であります。この兼業農家 市の農業者の大多数が兼業農家であります この役割が弱まったということにならないような集落農場化をやはり推進していくのもひとつの手だろうというふうに思っております。これを先ほど申し上げました品目横断的な経営安定対策の対象となるように、努めていなければならないというふうに思っております。

具体的には現在実施している担い手への農地の集積支援事業の継続。規模拡大支援事業の継続。これは貸付金等に対する利子補給であります。大型機械導入時の助成。複合作物の誘導事業の実施等、主体的に取り組んでいきたい。

国県に対しましては、これはもう3度目になりますけれども、品目横断的な経営安定対策の対象となる担い手の要件の緩和。これは一番強く求めていかなければならないことだと思っております。それから農業者の販売努力が認められる生産調整の実施等を関係機関、これはそのまだ生産調整が実施される来年部分でありましょうか、これについては極力この配分面積が少なくなるように、生産面積が多くなるようなそういう取り組みをしていきたいというふうに考えております。

市として、例えばいろいろの悪条件が重なりまして、このままでは市の農業が成り立たない、市内の農業が本当に成り立たないというような状況が見えた場合、これは市がいわゆる国県のその事業的なものがこの市の実情にそぐわないで、この市の農業が衰退をするというような実態が見えれば、これは市をあげてそれらに該当するような方法を、市として考えなければならないわけでありまして。みすみす見捨てるようなことだけは絶対しないという覚悟で取り組んでまいります。具体的にどういうことが出るかまだわかりません。そういう状況が出た場合は、そういう覚悟をもって取り組んでいくという思いでございますので、よろしく願い申し上げます。

関 忠良君 新たな「食料・農業・農村基本計画」と市との農業施策について
私は、今のご答弁に対してはちょっと非常に残念な思いをしております。ということはですね、今の市におかれた農業情勢の深刻さ、これをやっぱりもう少しリアルに見て欲しいというふうに思います。特に13年前を振り返っていただきたいんですけども。地方議会は、もう90年代前半より80年代の後半から自由化阻止の、本当に反対の意見書をどんどんどんどん決議してきたんですよ。保革問わず全会一致で。私が議員になってからも、平成4

年にはこの12月議会、市場開放阻止で、これ全会一致。5年には自由化反対で全会一致。これは6月。12月には部分自由化の受け入れ閣議決定に反対して抗議の意見書を出して、農協と一緒に早朝集会まで開いています。さらに6年には、国会承認批准反対の意見書を、これも全会一致で採択をしています。

まさにこれは旧大和町の例ですけれども、これは新潟県のみならず、全国の農家・農業団体と地方議会の意思だったんです。それにもかかわらず結果として受け入れて、そして米の輸入が始まった。その結果が今日の状況を作っているわけです。したがって私はこの10数年前の町議会の意思を尊重するならば、今こそ、今の新たな政策を断固やっぱり反対する、確固たる町議会の責任でもありますし、それから実際の長としてもそれをやはり国県に向かって強調していくという姿が、もっと強くあって然るべしだと私は言いたいのであります。

ただ私はしたがってですね、この衆議院の選挙の真ただ中ですけども、本来ならばこの問題が衆議院の争点になって然るべしだというふうに考えておりますけれども、なかなかそうはならない。農家も諦めてしまっている。地方自治体も諦めてしまったのか。私は今こそこれを振り返って、この問題をきちんと確認をする必要があるというふうに考えます。

特に私はここで改めて指摘したいことは、小泉内閣は農業には鎖国はないと。郵政改革が終わったら今度は農協改革と、こう言っているわけです。まさにその郵政民営化の改革の是非は別としましても、次々と改革の名の下にやはりこの弱小の庶民の要望、切なる願い、こういったものをぶった切ってきている。私はこの現実に対して、市長としてももっとも国県に向かって強い姿勢を私は重ねて要望したいと思います。

それでこの3番目の問題は、今でも、先ほど言いましたけれども、市内の農家の皆さんは何としても農業続けたいと思っているわけですよ。ところが大多数の農家を辞めさせるという方向で今、国の新しい政策は、こうして市町村にそれを、計画を押し付けてきているわけですよ。これほど実態に合わないことはないというふうに思います。

ちなみに私はここで特に紹介したいことは、今ほどその耕作放棄地のご答弁がありましたけれども、私は辻又へ行ってある人から強い訴えを伺ってきました。辻又はかつては27ヘクタールの農地を持っていました。今、耕作しているのは10ヘクタールだそうです。19戸で10ヘクタール。あの滝の大和線・滝の又線ですか、それから小千谷大和線とか、あの道路の周囲から耕作放棄地が広がっています。なぜなのかといたら、とって一人では管理できないと。雨が降るたびに水路が土砂で埋まり、雪が降るたびに春は土砂で埋まり、とても管理ができないから耕作放棄せざるを得ないんだと。国は20町歩だとか、あるいは担い手の基準だとか言うけれども、辻又が10町歩しかないなかで、どうして生産組織を作って、どうして国の基準に合った農地を展開できるか、市長に聞いてきて下さい。名前を出してもいいですと、強く言われました。

これが典型的な山間地の叫びなんです。そしてそれに似たりよつたりのこの市内の兼業農家・弱小農家の本当の訴えがこのアンケート調査の結果に現れていると私は考えるわけです。そういうことで、改めてこの担い手基準を緩和させるとかなんてことじゃなくて、その

政策そのものを止めてもらうように努力をし、国県に要望していただきたいということを強く訴えるものです。

特に私はこの逆説的な結果として、まずでは市として何ができるかということであります。先ほど生産調整の問題が出ましたけれども、これからは市の責任で、農協の責任で米を売る。価格は市場原理ですから値段はわからないわけです。したがって、農協と本当に協力して、コシヒカリの販路の拡大と価格の安定対策をどうしても、とっていただきたいということです。それから、専業農家も兼業農家も生産組織の集落営農も、等しく、国は差別してくるんですから、市としては、等しく平等に応援していただきたい。その施策を具体化していただきたい。このことを求めます。

さらに今言ったように、今、3割の農家が不安をもって辞めようかと考えています。しかし集落は、私の集落を例にとってあれですけども、67戸の農家のうち平均耕作面積は9反歩弱です。そのなかで今、後継者が家族構成から見込まれないものが約6戸でしょうか。それから息子がよそへ就職していて、今いない家庭が20戸にもなっています。したがって本当にあと10年くらい経つと一挙に矛盾が拡大すると。今、育苗組織を中心とした集落営農がたいいありますけれども、それも兼業農家の方がやってるわけですから。なかなか国の基準に合った法人化、法人化を見込まれる組織の発展には非常に、ほとんど不可能に近い。しかも兼業と高齢化が進んでるなかで、集落営農そのものが困難に陥っている状況は芹田だけじゃないと思うんです。市内共通の悩みだと思います。

したがって私は改めて、こうした無慈悲な、これほど厳しい切捨て政策。これが小泉内閣によって進められている。このことを見て、自民党・公明党は賛成しているわけですよ。私はこのことを改めて抗議するとともに、こういう現実立って、市の政策を新しく強力にやっぱり応援政策を展開していただきたい、ということ強く求めて質問を終わります。

議 長 答弁はいいですか。

関 忠良君 所見があったらお願いします。

市 長 新たな「食料・農業・農村基本計画」と市との農業施策について

所見があったらということありますけども、おっしゃることは相対的にはわからないわけではありませんが。ただですね、今、私どもも懸命な努力をしながらこの地域、この実態に合った方向で、国の施策もやってもらわなければならないということを申し上げている最中でありますので、そこはひとつご理解いただきたい。全く市が無為無策で悠悠楽楽とこれにしがっているというような印象を持たせるような発言はやっぱりちょっと控えていただきたい。私たちだって本当に血のにじむ努力でそういうことをやっているわけですから。

ただ、私は自分なりにこの米の自由化という問題でありますけれども、国内的には自由化をすべきだという頭を持っているんです。どこでも好きなところで作って、好きなように売りっこしなさいと。これはやっぱりやっていただいた方がいい。ただ、外国との自由化については非常に疑義がありますので、今まだウルグアイ・ラウンドが決着をみてないわけですけども、その関税率の引き下げなんていうことにならないように、それぞれの関係機関に

願っていかねばならない、陳情していかねばならないという思いであります。

トータル的にはそういうことでありまして、小泉内閣は、私は自民党員でありますけれども、小泉内閣のやり方がいinanと思っっていることはそうないんです、本当のところ。ほとんどが都市型でありまして、我々の地方には非常に目が届かないというか、地方の実態をわかっていないという部分があります。都市で当たり前のことが、地方で、こちらでは当たり前でないということがいっぱいあるわけですけど、それを全然わからんという。わからせる、わかってもらふ、この地域からの政治家が出てもらわねばならないわけですね、国会議員が。そういう意味で自民党の議員を応援したりいろいろやっていますけれども、なかなか声が上手く届かないというところがありますが、ちょっと齒軋りをしたいようなところもありますけれどもこれはいたし方ありません。

ただ、申し上げますように市の基幹産業は農業だと。それは離農される方、これは決して今の農業政策があったから、それが悪かったから全部の方が離農していくということじゃないと思うんです。農業という職業そのものに魅力を感じない若い皆さんがいるから、これは離れていく。若い人だって農業を一生懸命やりたいという人は、ちゃんとくっ付いているわけですから、例えば政策がどうなろうとですね。ですから全てやり方が悪かったから全部離農していくんだという考え方は、私は賛成はできません。ただ、農業をもっと魅力のある産業にしていかなければならないと、これはそういうことだと思っています。

ですのでそういうことを実現するために、市も相当の努力をさせていただきたい。今までもしてきたつもりでありますけれども、これからも市の農業、市内の農業を守るために、特にその水田農業ですね、これを守っていくためにはそれ相応の出費も覚悟しながら努力をさせていただきたい。トータル的に述べればそういうことであります。とてもここで個々具体的なご答弁はできませんけれども、そういうつもりで市政を運営させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

関 忠良君 新たな「食料・農業・農村基本計画」と市との農業施策について

私は本当にそういう点で、市が努力してないとか、そういうことを追及しているわけじゃない。自分の思いが溜まっていたもので、ちょっと感情的になりました。しかし、本当に辻又の皆さんの切実な叫び、これはやはり全農家の声ですよ。そして本当に私は、農業と医業ですか、そういったものは儲けの対象にすることに反対なんです。儲けの対象にすること。いやいや、儲ける、儲からんじゃなくて、農業は儲からうが儲からないが、そして医業というのは儲かるまいが、必要なんです。そういう立場から尊重されるのが政治家というふうに思っています。しかも今言ったように本当にこのまま推移をすれば、例えば生産調整だって、やったって交付金も付かない、転作奨励金も付かないわけです。付く諸と付かない諸ができるわけですよ、現実に。平成19年から。具体的にその対応が迫られているということなんです。だから緩和を要望する、基準の緩和を要望するなんてことでは済まされない内容をもっているんだということを強調して、答弁いりませんが、終わります。

議 長 以上で24番・関 忠良君の質問を終わります。

議 長 お諮りします。お疲れのようですので、本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会をすることに決定をしました。明日の本会議は午前9時30分から当議場で開きます。大変御苦労さまでした。

(午後4時23分)